

令和6年度当初予算案の概要 (参考資料)

こども家庭庁

令和6年度当初予算案 1.85億円（1.78億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- こども基本法において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- こども家庭庁設置法に対する附帯決議においては、こどもや若者の意見を把握するために、特定の手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方自治体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携することとされている。
- このため、こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を推進するよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってこども・若者から意見を聴くための仕組みを設け、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者からの意見聴取を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- こども・若者意見反映推進事業（通称：こども若者★いけんぷらす）の実施
 - （1）政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせながら、本事業に登録したこども・若者（通称：ぷらすメンバー）からの意見聴取を実施し、政策に反映する。意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出すファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。【継続】
 - （2）令和5年度に実施する、乳幼児や障害児といった多様なこども若者から意見を聴く在り方についての調査研究の結果を受け、施設等に出向いて意見を聴く手法について、拡充する。【拡充】

3. 実施主体等

実施主体：国(委託)

令和5年度補正予算額 6.1億円
 （うちデジタル庁一括計上予算：0.7億円）
 令和6年度当初予算案 0.9億円（2.3億円）

1 事業の目的

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人々がこどもや子育て中の方々などを応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。
- この意識改革のための取組として、「こどもまんなかアクション」を展開するとともに、国民のニーズを踏まえた施策を進めるための戦略的広報等を実施する。

2 事業の概要・スキーム

※(1)(3)(4)は令和5年度補正予算により前倒し実施

(1) こどもまんなかアクションの推進

地方自治体、企業、個人などによる「こどもまんなか応援サポーター」の自主的な取組を推進するため、メディア、SNS、イベント・シンポジウムを通じて情報発信を実施する。

(2) 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信

Z世代主体のプロジェクトチームによる情報発信等を実施する。

(3) 若者団体に関する調査研究

「こどもまんなか社会」の実現に向け、若者が主体的に活動して社会に参画する団体についての国内外での取組事例等に関する調査研究を実施する。

(4) こどもの意見聴取のためのこども家庭庁HP機能向上

こども向けWEBサイトについて、「こども若者★いけんぷらす」メンバー等へのわかりやすい情報発信や参加機会を拡充するための機能向上を行う。



こどもまんなかプラネタリウム
 （熊本市立熊本博物館）

3 実施主体等

国（民間事業者等へ委託）

0.78億円（0.78億円）R5補正1.34億円 ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、子ども大綱を勘案して、当該自治体における子ども施策についての計画（以下「自治体子ども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他の子どもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体子ども計画の策定経費を支援するとともに、子どもに関する計画を既に一体的に策定している地方自治体の好事例について調査し、横展開を図ることにより、自治体子ども計画の策定を促進する。

2. 施策の内容

1. 自治体子ども計画策定支援（子ども政策推進事業費補助金の一部に計上）
自治体が行う、自治体子ども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえた自治体子ども計画の策定経費に対し支援する。
2. 子どもに関する計画の一体的策定・効果的な計画策定プロセスに係る好事例の横展開
地方自治体の中には、子ども・若者育成支援法に基づく子ども・若者計画や子どもの貧困対策推進法に基づく計画等の相互に関連する計画を一体的に作成している事例がある。こうした事例について計画策定にかかる効果的なプロセスを含め、地域の実情に合わせて自治体が柔軟に作成できるよう、さまざまな自治体規模に合わせたモデルを調査し、好事例の横展開を図ることで自治体の計画策定を支援する。

3. 実施主体等

実施主体: 1. 都道府県及び市区町村（補助率1/2）、2. 国（委託）

令和6年度当初予算案 1.3億円

1 事業の目的

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた「こども・子育て支援加速化プラン」の推進にあたり、子育てに係る各種手続及び母子健康手帳のデジタル化等を始めたとしたデジタル技術の活用は急務である。一方、セキュリティ対策や中長期を考慮した戦略的な計画の策定、職員のデジタルリテラシーの向上もバランスよく実行することが重要であることから、業務の一部を専門技術及び知見を持つ事業者へ委託することにより、DX推進体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① DX戦略・人材育成等体制の強化

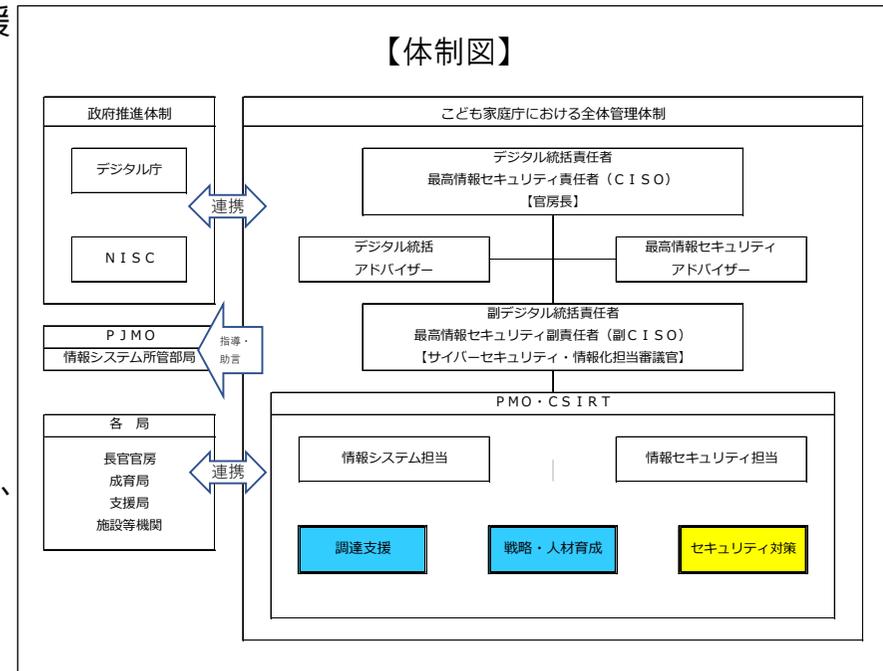
- ・ 中長期計画の策定支援
- ・ システムの企画立案、予算編成過程等におけるPJMO※からの相談への対応支援
- ・ 一元的なプロジェクト監理におけるチェックリストの予算要求段階の回答確認支援
- ・ 予算要求を行う案件のうち、ヒアリング対象案件とする者の選定支援・ヒアリング対応、見積精査支援
- ・ デジタル人材確保・育成計画の策定支援
- ・ デジタル人材育成のための職員研修企画支援（研修資料作成、研修講師、理解度調査、フォローアップ支援）

② 調達等支援体制の強化

- ・ 調達手続支援（調達仕様書に係る相談対応、調達仕様書案・評価基準書案の整合性確認、意見招請・入札公告等の手続支援）
- ・ プロジェクトの執行レビュー支援（チェックリストに基づく調達仕様書の確認、PJMO※におけるセルフチェック結果の確認、助言）
- ・ システム監査支援（監査計画の策定支援、監査実施状況の確認、助言）

③ セキュリティ対策体制の強化

- ・ 情報セキュリティに関する各種計画の策定及び進捗管理支援
- ・ ポリシー及び関係規程等の策定・改定支援
- ・ 情報システム運用継続計画の整備支援
- ・ インシデント対処等に係る教育訓練
- ・ 情報セキュリティに関する調査、注意喚起等の支援
- ・ 情報セキュリティに関する疑義照会・相談対応



※PMO : Portfolio Management Office ※PJMO : ProJect Management Office

3 実施主体等

【実施主体】国

令和6年度当初予算案 1.2億円
 (うちデジタル庁一括計上予算: 1.1億円)

1 事業の目的

- 特に小学生から中学生に対してこども家庭庁の役割やその施策、こどもの権利利益等について分かりやすく伝え、相談窓口等を容易に検索できる等のコンテンツを備えたこども向けWEBサイトを運営するなど、WEBサイトの充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

① こども向けWEBサイト運営事業

令和5年度に構築したこども向けWEBサイトについて、令和6年度も継続して、WEBサイトの更新、システム運用、コンテンツ提供を実施。

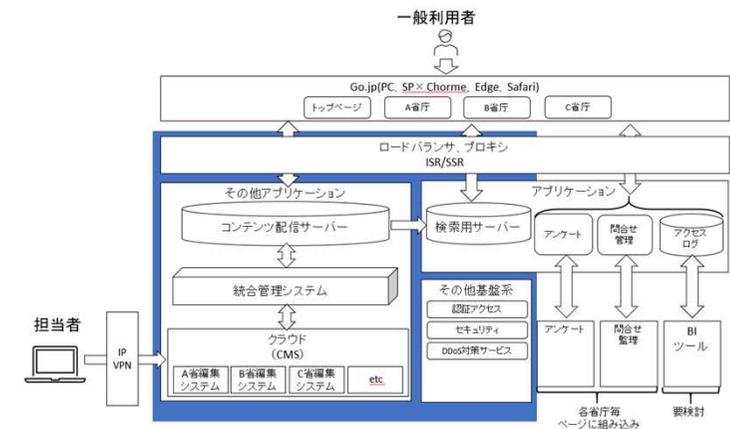
- ・ システム運用経費、サービス利用料 ほか

② こども家庭庁公式WEBサイト（一般ユーザー向け）CMSの運用保守事業

こども家庭庁のWEBサイトを支えるCMSの設計、開発、運用・保守は、令和4年度にデジタル庁により政府WEBサイトの統一化・標準化の一環として実施。

- ・ CMSの運用保守

こども家庭庁CMS運用保守



3 実施主体等

【実施主体】 国

地域の実情や課題に応じた少子化対策（地域少子化対策重点推進交付金）

長官官房 参事官（総合政策担当）

10.0億円（10億円）R5補正90億円 ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援する。

（1）地域結婚支援重点推進事業

・一般メニュー（補助率：2/3）

結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

（2）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

・一般メニュー（補助率：1/2）

男性の家事・育児参画促進、結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

・一般コース（補助率：1/2）

【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円

【参考】令和5年度補正予算（概要） 90億円

① 地域少子化対策重点推進事業

（1）地域結婚支援重点推進事業

・一般メニュー（補助率：2/3）

・重点メニュー（補助率：3/4） 自治体間連携を伴う取組、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

・一般メニュー（補助率：1/2）

・重点メニュー（補助率：2/3） 自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験 等

② 結婚新生活支援事業

・一般コース（補助率：1/2） ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

3 実施主体等

① 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

② 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

＜妊娠出産子育て支援交付金＞
令和6年度当初予算案 624億円 (370億円) ※()内は前年度当初予算額

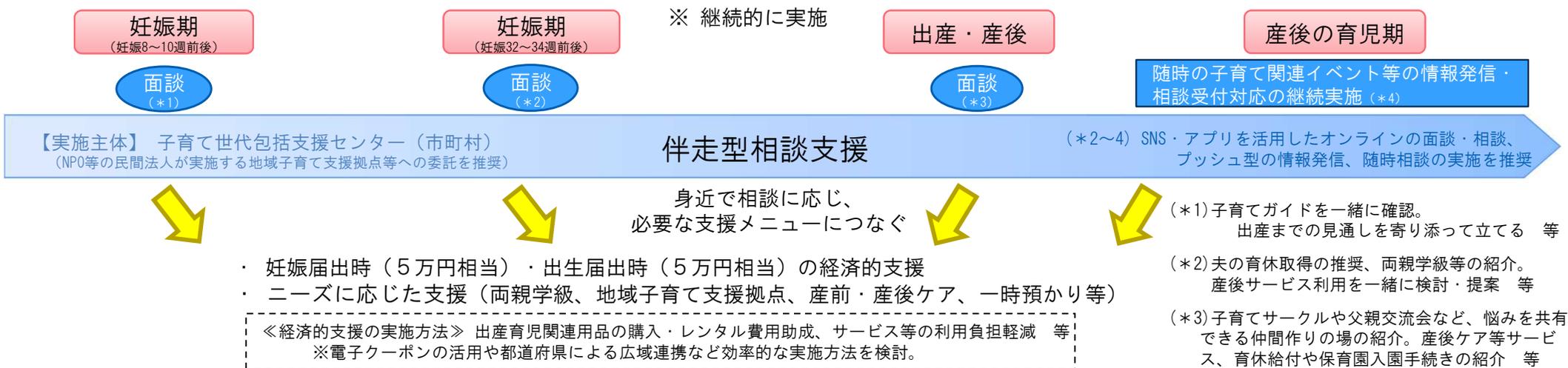
1 事業の目的

- 地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を実施することにより、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 拡充内容

- 令和5年度当初予算は令和5年9月～令和6年3月までの6月分の予算であったことから、満年度化分を確保する。

5 補助率

- 伴走型相談支援: 国1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4
- 出産・子育て応援給付金: 国2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6
- クーポン発行等に係る委託経費: 国: 10/10

令和6年度当初予算案 60.5億円 (57.2億円)

【平成26年度創設】

目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

内容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2

◆ 補助単価案

(1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,727,700円

(2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,519,600円

(3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免 (R4~)
1回あたり 5,000円

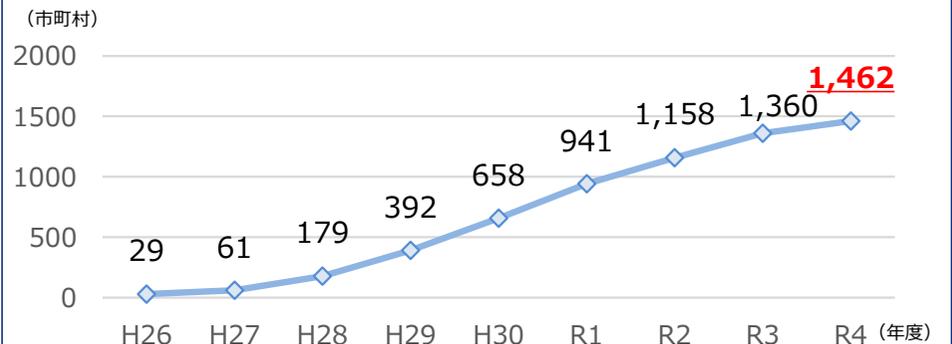
②上記①以外の世帯に対する利用料減免 (R5~)
1回あたり 2,500円

(4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,806,900円

(5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算【拡充】 1人当たり日額 7,000円

※ (1) 及び (2) の補助単価の6か所上限は撤廃する【運用改善】(R6~)

実施自治体



※ 令和4年度変更交付決定ベース

基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算

(性と健康の相談センター事業の一部)

成育局 母子保健課

令和6年度当初予算案 性と健康の相談センター事業 7.8億円の内数

目的

- 基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を実施する。

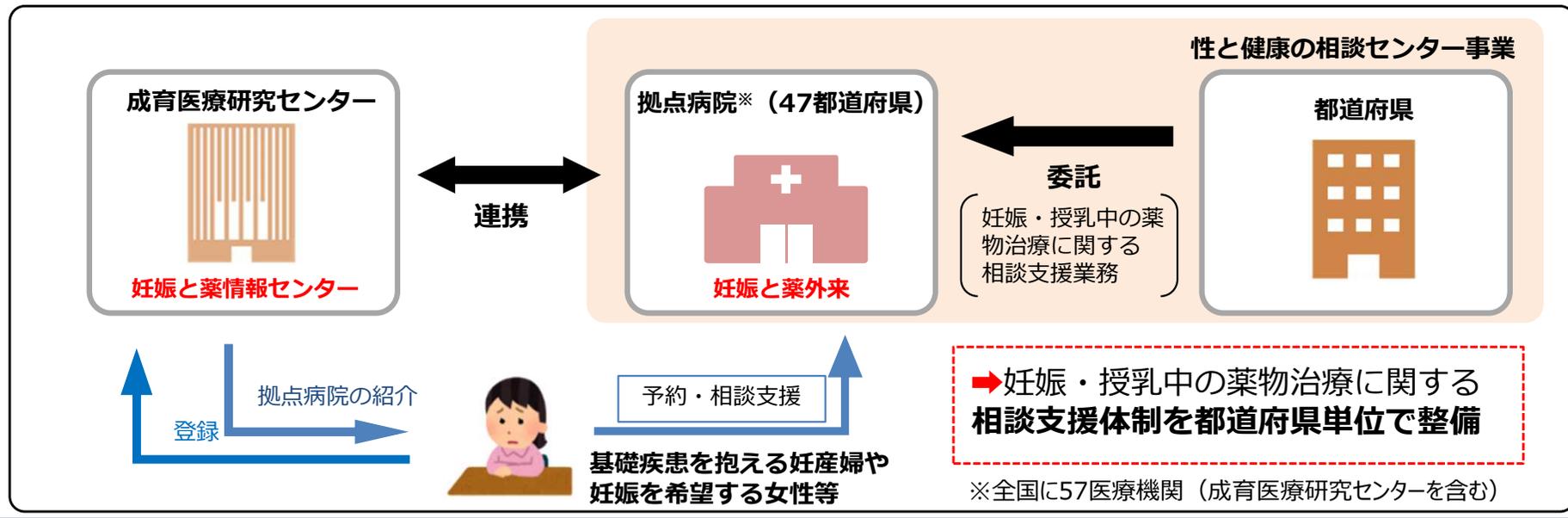
内容

◆ 対象者

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等

◆ 内容

現在、全国47都道府県の拠点病院に設置された「妊娠と薬外来」が、国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」と連携して、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ方に対する相談支援を実施している。「性と健康の相談センター事業」において、拠点病院に当該相談支援を委託することで、都道府県単位での相談支援体制の整備を進める。



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

補助単価案

- ◆ 補助単価案：相談1件当たり 7,700円 (※)

※ただし、実際の相談費用の7割相当額を上限とする。

目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
- ※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の分娩取扱施設までのアクセスを確保する。

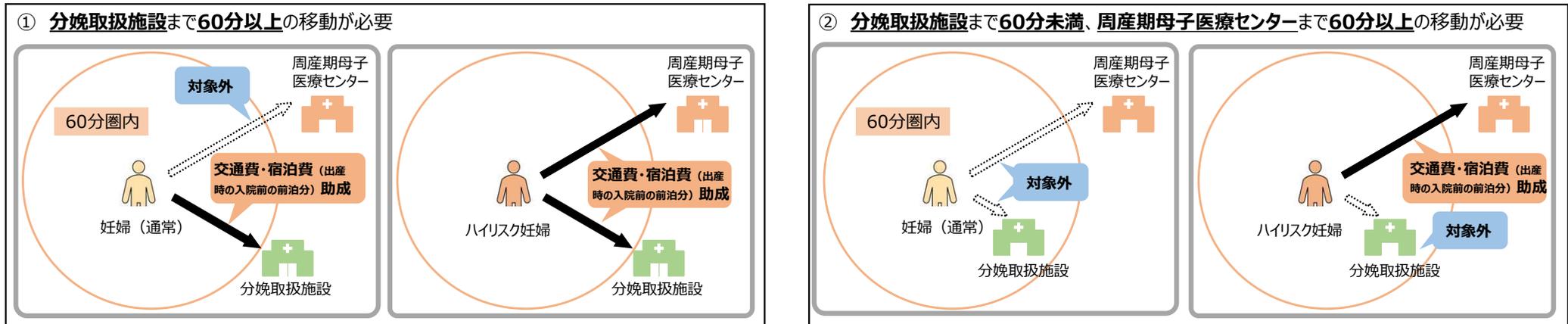
事業の概要

◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**（医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦（以下「ハイリスク妊婦」という。）においては、**最寄りの周産期母子医療センター**）まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦

◆ 内容

- ① 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設※までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。また、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）
- ② 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分未満**だが、**最寄りの周産期母子医療センター**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。



（留意事項）本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2
（都道府県1/4、市町村1/4）
- ※都道府県からの間接補助による交付

補助単価案

- ① **交通費（往復分）**： **移動に要した費用**（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**8割**を助成（※2割は自己負担）
- ② **宿泊費（上限14泊）**： **宿泊に要した費用**（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から**2000円／泊を控除した額**を助成（※1泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

令和6年度当初予算案 0.8億円（一）

※令和3年度補正予算より、子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により実施していた事業について、母子保健医療対策総合支援事業の中の1事業に位置付け、引き続き実施するもの。

目的

- 妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

内容

◆ 対象者

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

◆ 内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、健診の受診を促すとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の関係者・関係機関と連携して、必要な支援につなげる。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : 1回あたり 9,550円
民間委託する場合 年額564,000円

令和6年度当初予算案：母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（－）

1 事業の目的

- 令和5年3月に閣議決定された成育医療等基本方針において、「こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。」と記載されている。
- 令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランにおいて、「女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進める」と記載されている。
- 新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる**国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実**を図る。

2 事業の概要

◆ 内容

- 成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進。
- 主として、以下のテーマに係る研究・データ分析の実施、施策の推進を支援。
 - ① **産後ケア事業**や**プレコンセプションケア**をはじめとする成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等
 - ② **予防のためのこどもの死亡検証（CDR）**に係る体制整備支援
 - ③ **出生前検査認証制度**に係るデータ収集・分析
 - ④ 母子保健をはじめとした**成育医療等に関する広報コンテンツ作成**

◆ 事業イメージ



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
- ◆ 補助率：定額

令和6年度当初予算案 性と健康の相談センター事業 7.8億円の内数
【令和3年度創設】**目的**

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内容**(1) 不妊症・不育症等ネットワーク支援加算**

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施

**(2) ピア・サポート活動等への支援加算**

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : (1) 月額 688,000円
(2) 月額 201,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 17自治体
※ 令和4年度変更交付決定ベース

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

令和6年度当初予算案 5,438億円 (5,311億円) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の概要

- 住民税非課税世帯の学生等に授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施し、高等教育の無償化を実現。それに準ずる世帯の学生等についても段階的な支援を実施。
- 令和6年度からは対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大。

2. 施策の内容

◆**対象の学校種** 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

◆**対象の学生** 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯 (年収目安:約300万、380万、600万円) の学生等
 (新たに設定される第4区分 (年収目安:約600万円) は多子世帯、私立理工農系の学部等に通う学生等)
 (準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。第4区分は、多子世帯については1/4を支援、私立理工農系については授業料の文系との差額に着目して授業料等減免で支援)

◆**支援の内容** 授業料等の減免、給付型奨学金の支給

◆支援対象者及び大学等の要件

- 個人要件
 - …進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 - …大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 機関要件 (国等による要件確認を受けた大学等が対象)
 - …学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - …経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】

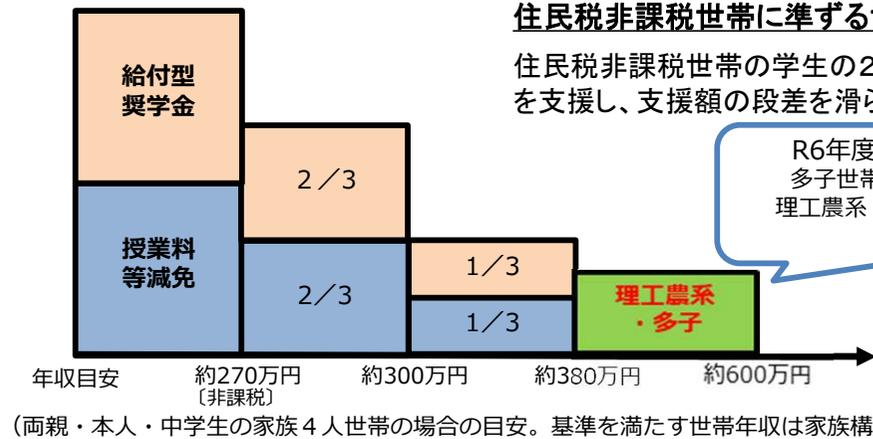
○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに

R6年度から対象を拡大
 多子世帯：全額支援の1/4
 理工農系：文系との授業料差額に着目した支援



授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

3. 実施主体等

◆**実施主体** :【学資支給補助金】(独)日本学生支援機構 【授業料等減免費交付金】国 日本私立学校振興・共済事業団 【授業料等減免費負担金】都道府県

◆**補助率** :【学資支給補助金】国10/10 【授業料等減免費交付金】国10/10 【授業料等減免費負担金】国1/2 都道府県1/2

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

令和6年度当初予算案 3兆7,572億円（3兆3,447億円）

子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」等の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。

子どものための教育・保育給付等 1兆6,636億円（1兆5,966億円）

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付等 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等】

- ・施設型給付費・・・幼稚園、保育所、認定こども園
※公立幼稚園・保育所・認定こども園は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・・・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付 987億円（1,042億円）

給付認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付

- 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】
- ・施設等利用費・・・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

地域子ども・子育て支援事業 2,230億円（2,019億円）

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業

【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3等】

仕事・子育て両立支援事業 2,361億円（2,090億円）

- ・企業主導型保育事業 【国10/10】
・休日や夜間への対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした企業主導型保育事業を実施する施設の設置・運営を支援
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10】
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 【国10/10】

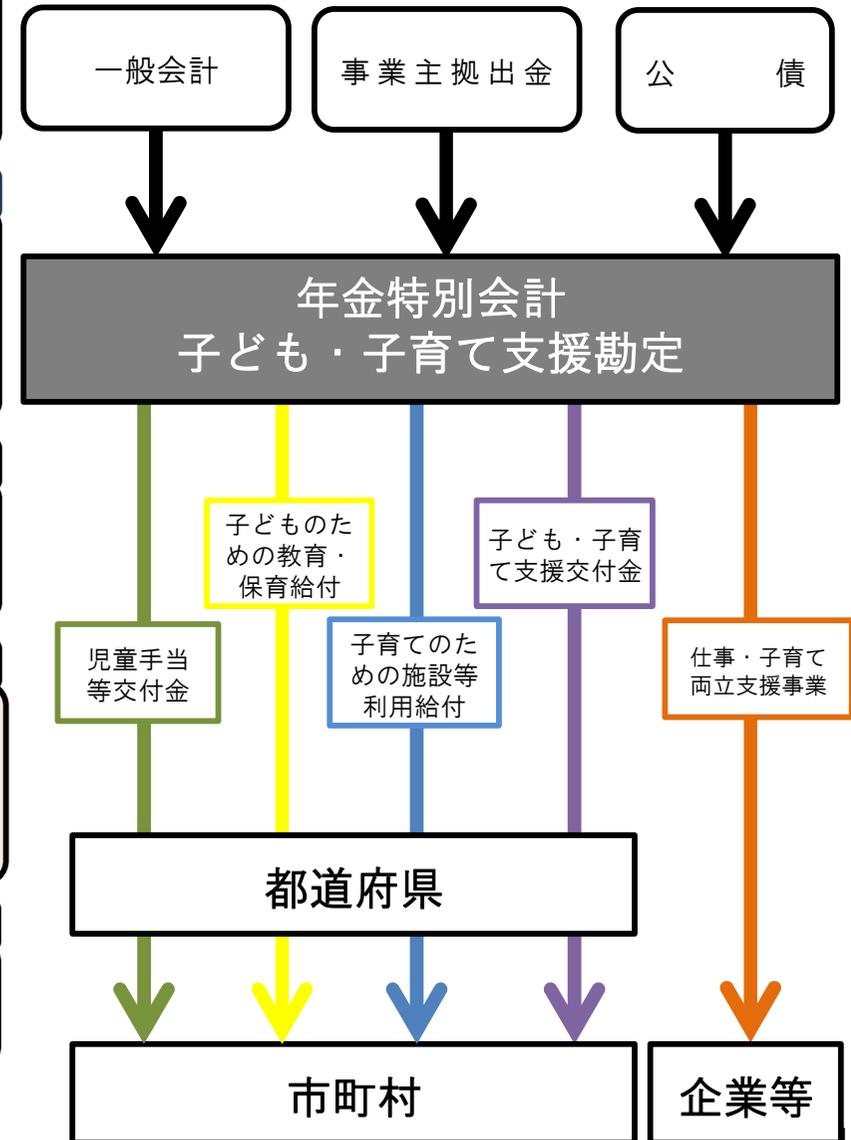
児童手当等交付金 1兆5,246億円（1兆2,199億円）

児童手当法に基づく児童手当、特例給付の給付
【令和6年9月分まで 国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6 等】
【令和6年10月分以降(※)：支援納付金：1/3、国：4/9、都道府県：1/9、市町村：1/9 等】

※児童手当の抜本的拡充及び子ども・子育て支援金制度（仮称）の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行。

注）上記の事業の他、予備費等に充当している。

＜国から市町村への資金交付のイメージ＞



1. 施策の目的・内容

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

2. 令和6年度予算案の主な内容

◇ 4・5歳児の職員配置基準の改善

「こども未来戦略」に基づき、4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置※を設ける。これと併せて最低基準の改正（30対1→25対1）を行う（当分の間は従前の基準による運営も可能とする経過措置を設ける。）。また、3歳児についても、4・5歳児と同様に、最低基準の改正（20対1→15対1）を行う。

※チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

◇ 保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善：令和5年度人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な経費を計上。また、処遇改善等加算に関する提出書類を簡素化。

◇ 地域区分の見直し：令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。

◇ 主任保育士専任加算等の要件の見直し

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。

◇ 主幹教諭等専任加算の見直し：幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

◇ 小学校接続加算の見直し：小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件（※）i～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

（※）要件 i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。

ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。

iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村

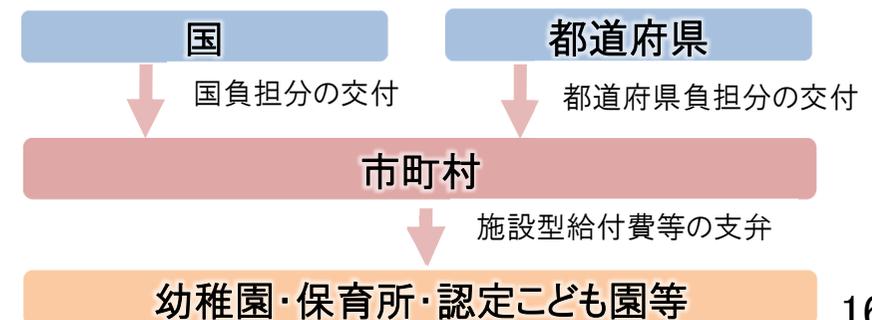
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

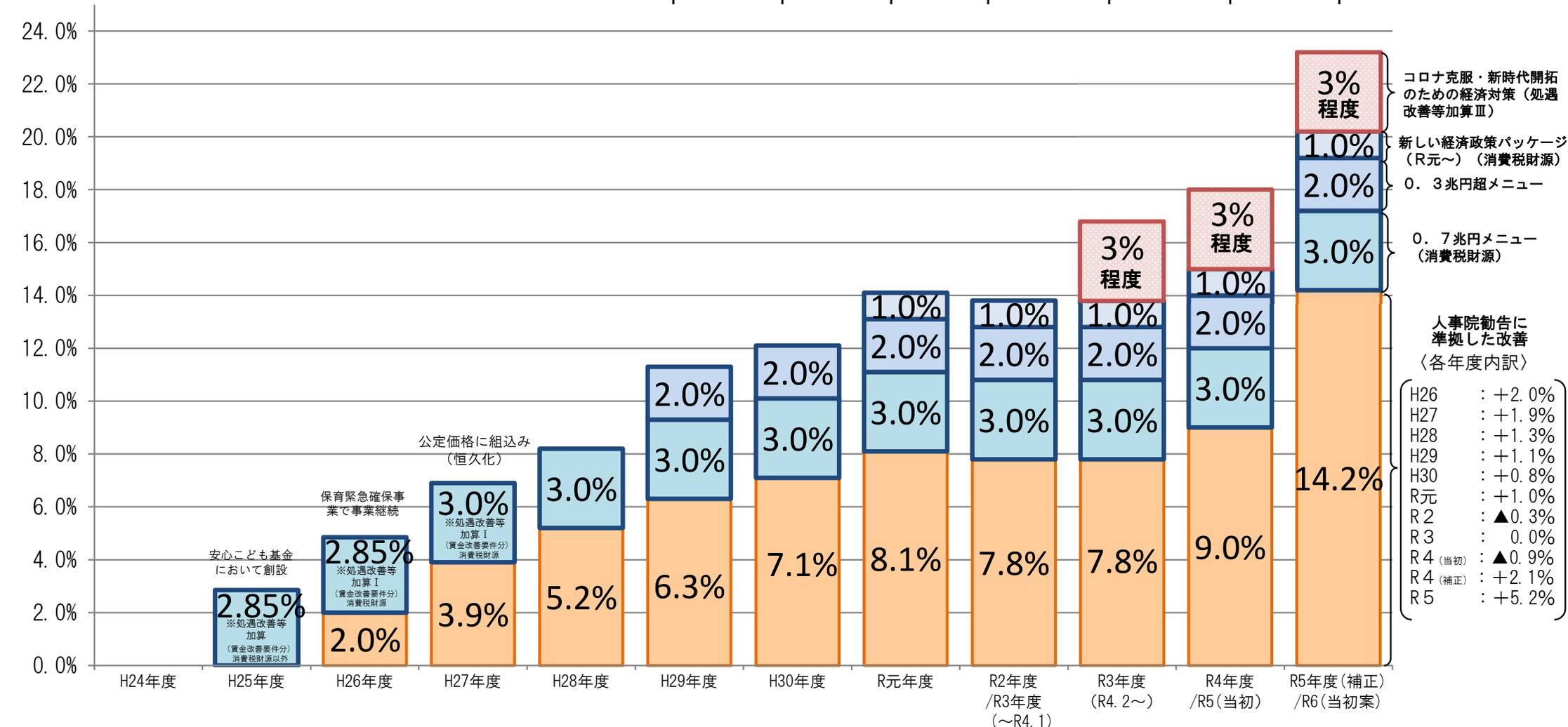
※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



保育士等の処遇改善の推移

+約3% (月額約0.9万円)	計 +約5% (月額約1.5万円)	計 +約7% (月額約2.1万円)	計 +約8% (月額約2.6万円)	計 +約11% +最大4万円 (月額約3.5万円 +最大4万円)	計 +約12% +最大4万円 (月額約3.8万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.5万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.4万円 +最大4万円)	計 +約17% +最大4万円 (月額約5.3万円 +最大4万円)	計 +約18% +最大4万円 (月額約5.7万円 +最大4万円)	計 +約23% +最大4万円 (月額約7.5万円 +最大4万円)
--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	---	---	---	---	---	---

(改善率)



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は
 公定価格により実施 (恒久化)

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度当初予算案 2,074億円 (1,847億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用を交付する。

《対象事業》

- | | | |
|----------------------|--------------------------|----------------------------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業 | ⑮ 病児保育事業 |
| ② 延長保育事業 | ⑨ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑯ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩ 子育て世帯訪問支援事業【新規】 | |
| ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑪ 児童育成支援拠点事業【新規】 | |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業 | ⑫ 親子関係形成支援事業【新規】 | |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑬ 地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭ 一時預かり事業 | |

《令和6年度における主な充実の内容》

- 令和4年改正児童福祉法施行に伴い、利用者支援事業の類型を見直し、**こども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進**するとともに、「こども未来戦略」を踏まえ、**こども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大**する。
- 延長保育事業について、**1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ**等を行う。
- 放課後児童健全育成事業について、「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの受け皿整備を着実に推進し、**放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善**等を行う。
- 令和4年改正児童福祉法施行に伴い、**子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を創設**するとともに、子育て短期支援事業を拡充し、**親子入所等による支援**が受けられるようにする。また「こども未来戦略」を踏まえ、子育て世帯訪問支援事業に係る**利用者負担軽減の充実**を図る。
- 地域子育て支援拠点事業の土日祝日開所を推進していくため、**週6日以上開所する場合に基本分単価の拡充**を行う。
- 病児保育事業について、病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」を踏まえ、**基本単価の引き上げ**を行うとともに、**当日キャンセル対応加算を本格実施**する。
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の増加・定着を推進するため、**「預かり手増加のための取組加算」の充実**や、**提供会員になって間もない者等の相談体制を強化する取組の支援**を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【補助割合】国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3 (ただし、利用者支援事業は国2/3, 都道府県1/6, 市町村1/6)

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度当初予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】→**当事者の目線に立った、寄り添い型の支援**

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】→**地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援**

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和6年度予算案）

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,232千円	※職員配置形態等により異なる

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	合計
R3年度	981	379	1,675	—	3,035
R4年度	1,043	378	1,720	—	3,141

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

地域子育て相談機関（利用者支援事業（基本型））成育局 成育環境課

＜子ども・子育て交付金（こども家庭庁）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞

令和6年度当初予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

2 施策の内容

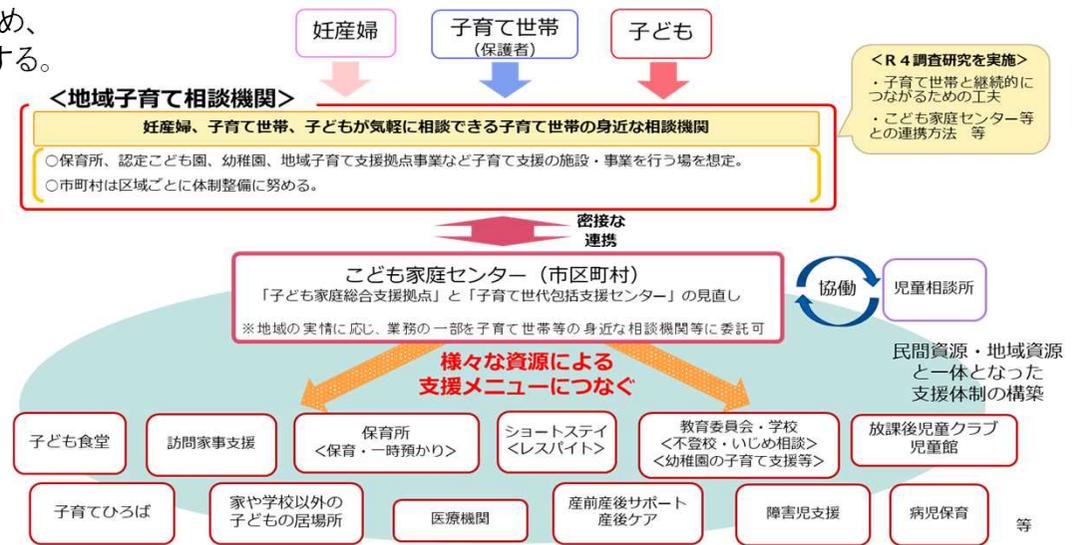
- 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、利用者支援事業(基本型)を見直し、基本型を基本Ⅰ型とし、Ⅱ型・Ⅲ型を新設する。

児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会（新設）的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

※定める区域：中学校区に1カ所を想定

※公立中学校数：9,164校（文部科学統計要覧（令和4年版））



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

国:2/3、都道府県:1/6、市区町村:1/6

5 見直し内容

現行		見直し案	
基本型	1カ所あたり 7,688千円 ※要件:専任職員1名	➔	基本Ⅰ型 1カ所あたり 7,730千円(旧基本型の要件見直し) ※要件:現状の基本型の要件に加えて、週に5日以上開所
			基本Ⅱ型 1カ所あたり 2,433千円【新設】 ※要件:現状の基本型の要件
			基本Ⅲ型 1カ所あたり 300千円【新設】 ※要件:保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援支援連携等加算」の要件を満たす

※地域子育て相談機関である基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型については、「こども家庭センター連携等加算300千円」を算定することができる 20

利用者支援事業（こども家庭センター型）

支援局 虐待防止対策課
成育局 母子保健課

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度当初予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

2 施策の概要・スキーム

新たに「利用者支援事業（こども家庭センター型）」を創設

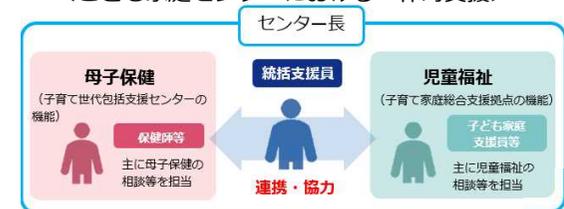
※現行の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

<業務内容>

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



利用者支援事業（こども家庭センター型）

3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

【補助単価】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,771千円	小規模A型	9,205千円
小規模B型	9,700千円	小規模B型	15,134千円
小規模C型	16,133千円	小規模C型	21,567千円
中規模型	21,588千円	中規模型	32,455千円
大規模型	40,091千円	大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)	上乗せ配置単価	常勤職員 5,646千円(1人当たり) 非常勤職員 2,715千円(1人当たり)

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、人口規模に関わらず1自治体につき1名までとする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1か所当たり 3,330千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれの設置か所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数(1,847億円の内数)※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

(1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業
短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

(2) 訪問型(平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等(7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合)【標準時間】>



<夜間保育所(11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



«見直し»

- 保育標準時間認定の1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を、利用実績を踏まえて、現行の6人から3人に引き下げる。
- 30分の延長保育を実施する場合について、他の保育標準時間認定の補助基準額との均衡を図るため、現行の年額30万円から年額60万円まで補助基準額を引き上げる。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区含む。)

【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和6年度補助基準額(案)】

※括弧は夜間保育所(夜間延長分に限る)の補助基準額

① 保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)

- 1時間延長：20,200円
- 2時間延長：40,400円
- 3時間延長：60,600円

② 保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)

- 30分延長：600,000円
- 1時間延長：1,760,000円(1,988,000円)
- 2~3時間延長：2,761,000円(2,989,000円)
- 4~5時間延長：5,673,000円(5,787,000円)
- 6時間以上延長：6,704,000円

【実績】

<実施か所数>

- 令和元年度：29,463か所(公立7,194か所、私立22,269か所)
- 令和2年度：28,425か所(公立6,690か所、私立21,735か所)
- 令和3年度：29,277か所(公立6,575か所、私立22,702か所)

<年間実利用児童数>

- 令和元年度：1,064,179人(公立255,279人、私立808,900人)
- 令和2年度：897,348人(公立210,426人、私立686,922人)
- 令和3年度：893,990人(公立201,262人、私立692,728人)

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

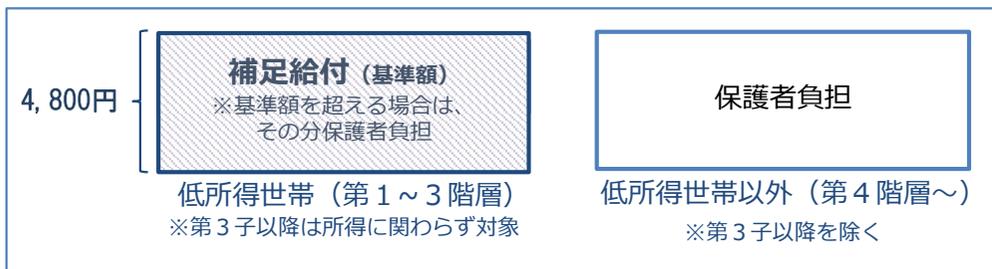
低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

2. 施策の内容

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

①給食費（副食材料費）

※新制度に移行していない園に限る

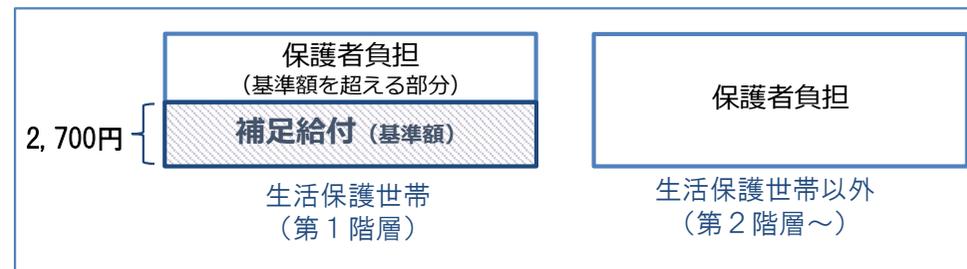


※新制度園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている

※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

②教材費・行事費等（給食費以外）

※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

※①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和6年度補助単価（案）（1人当たり月額）】

- ①給食費（副食材料費）：4,800円
- ②教材費・行事費等（給食費以外）：2,700円

【実績（令和3年度）】

- ①給食費（副食材料費） 1号認定：5,522か所、84,172人
- ②教材費・行事費等 1号認定：677か所、1,125人
- 2号認定：3,061か所、6,239人
- 3号認定：2,260か所、3,269人

子ども・子育て支援交付金 令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、
- ・多様な事業者の新規参入の支援
 - ・私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築
 - ・小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

2. 施策の内容

1 新規参入施設等への巡回支援 (平成26年度創設)

- 住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する事業。

2 認定こども園特別支援教育・保育経費 (平成27年度創設)

- 私学助成 (特別支援教育経費) や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 (令和3年度創設)

- 幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

3. 実施主体等

【実施主体】 市町村 (特別区を含む。) 【補助率】 国 1 / 3 (都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3)

【令和6年度補助基準額 (案) (1人当たり月額)】

- ① 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額：400,000円
- ② 認定こども園特別支援教育・保育経費 障害児1人当たり月額：65,300円
 支援対象：2人以上障害児が就園する施設 ⇒ 1人就園の施設も対象【対象拡充】 ※特別な支援が必要な幼児が1人就園している施設については、別途、補助要件を設定予定。
- ③ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額：20,000円
 ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【実績】 (単位：巡回支援と特別支援はか所、集団活動の利用支援は市区町村)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
巡回支援	247	780	931	956	989	884	884	724
特別支援	-	111	94	140	277	292	336	427
集団活動事業の利用支援	-	-	-	-	-	-	-	89

令和5年度予算額 1,240億円の内数 → 令和6年度当初予算案 1,398億円の内数

子ども・子育て支援交付金	令和5年度	1,046億円	→	令和6年度予算案	1,223億円
子ども・子育て支援施設整備交付金	令和5年度	159億円	→	令和6年度予算案	143億円
こども政策推進事業費補助金（放課後関係）	令和5年度	25億円の内数	→	令和6年度予算案	22億円の内数
保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）	令和5年度	10億円の内数	→	令和6年度予算案	11億円の内数

施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

運営費(基本分)の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6	1/3	
	都道府県1/6		1/3
	市町村1/6		

※国(1/6)は事業主拠出金財源

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後こども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
- ③ 収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

→（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

民立の場合：（嵩上げ前）国2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3

→（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

<嵩上げ後の自治体負担分の一部補助（令和5年度補正予算）>

公立の場合：（嵩上げ後）国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

→ 国5/6、都道府県1/12、市町村1/12

民立の場合：（嵩上げ後）国1/2、都道府県1/8、市町村1/8、社会福祉法人等1/4

→ 国5/8、都道府県1/16、市町村1/16、社会福祉法人等1/4

3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I こどもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

※学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合も補助対象に拡大。【拡充】

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和6年度予算における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。

（補助基準額（案））

- ・ 常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合：6,552千円（1支援の単位当たり年額）
- ・ 国の設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合：4,868千円（1支援の単位当たり年額）

② 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料支援）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

賃貸物件を活用して実施している放課後児童クラブの賃借料支援について、1支援の単位当たりの利用児童数の実態を踏まえ、補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

- ・ 1支援の単位当たり年額：3,374千円（R5年度：3,066千円）

③ 放課後児童クラブ送迎支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童が100人以上発生している市町村が放課後児童クラブ送迎支援事業を実施する場合の補助基準額を引き上げる。

（補助基準額（案））

- ・ 1支援の単位当たり年額：536千円
- ・ 待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度当初予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

2. 拡充内容

- 「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、**現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。**

【現行の補助要件】

- ①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置した場合、
- ②放課後児童支援員を1名のみ配置した場合（小規模の場合など）、
など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の場合）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （1支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合。	 * 2名とも常勤	6,552千円
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を2名以上配置（※）した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を1名のみ配置した場合	 * 常勤・非常勤問わず	4,088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員2名のうち1名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

- 【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
- 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度当初予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行う。

2. 施策の内容

【対象事業】

○賃借料補助

- ①学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金含む。）を支弁する事業。ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象とならない。
- ②学校敷地内又は公有地内において、プレハブを設置し、放課後児童健全育成事業を実施するために必要な費用（リース代）を支弁する。

3. 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【補助率】 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

※本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

4. 拡充内容

賃借料補助の補助基準額を見直し、放課後児童クラブにおける1支援の単位当たりの利用児童数の実態に沿った単価に改定する。

【補助基準額（案）】

1支援の単位当たり年額：3,374千円

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度当初予算案 1,223億円の内数（1,046億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童健全育成事業所）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図る。

2. 施策の内容

- 放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【補助率】 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

※本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

4. 拡充内容

待機児童が100人以上発生している自治体において、当該事業を実施する場合に補助基準額の引き上げを行う。

【補助基準額（案）】

- ・ 1支援の単位当たり年額：536千円
- ・ 待機児童が100人以上発生している自治体の場合：1,073千円【拡充】

＜保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）＞

令和6年度予算案 11億円の内数（10億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

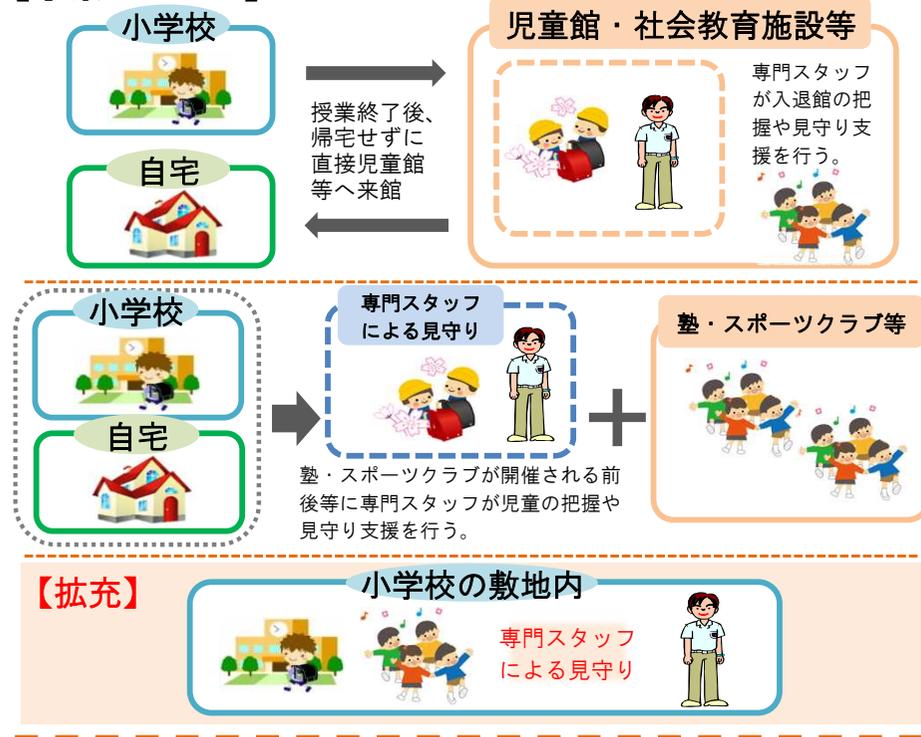
1 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 実施場所**：児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 対象事業の要件**
 - 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - 塾・スポーツクラブなどの習い事をして子供が過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - 学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】
 - 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



3 実施主体等

- 【実施主体】 市町村（特別区を含む。）※適切と認めた者に委託可
- 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
- 【補助基準額（案）】 ①運営費：1,086千円 ②環境整備のための設備費等：500千円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度当初予算案 **2,074**億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充

2. 施策の内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や**育児疲れ**、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**に、児童養護施設等で一定期間こども**及び保護者**を預かる事業。



【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- **養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**
- **保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**、その他緊急の場合において、こども**及び保護者**を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童**及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童**
- **保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**



3. 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】

1 運営費

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、**養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合**に補助単価に加算する額

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- **親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親** 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

3【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

2. 施策の内容

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体等

実施主体:市町村(特別区を含む)

補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

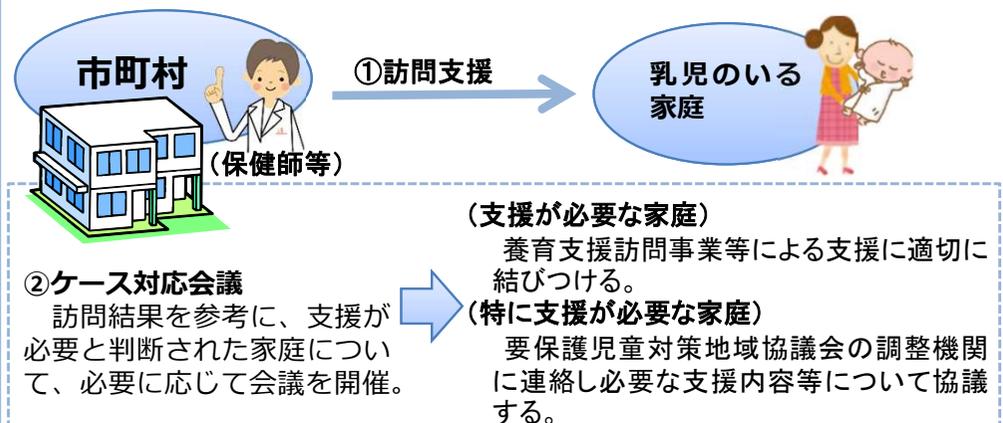
補助単価: (1) ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における専門的相談支援及び子育て世帯訪問支援事業を実施している市町村

8,000円(1訪問あたり)

(2) (1)以外の市町村

6,000円(1訪問あたり)

イメージ図



子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

2. 施策の内容

○ 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、以下に掲げるような養育に関する専門的相談支援を行う。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

《見直し》

⇒これまでの育児・家事援助については、令和6年度から家庭支援事業の子育て世帯訪問支援事業へ移行となり、本事業は保健師等による専門的相談支援に特化することとなる。専門的な相談対応のニーズのある家庭については、子育て世帯訪問支援事業と養育支援訪問事業を組み合わせ利用し、両事業の訪問支援者が同時に訪問すること等により適切な支援が提供できるようにする。

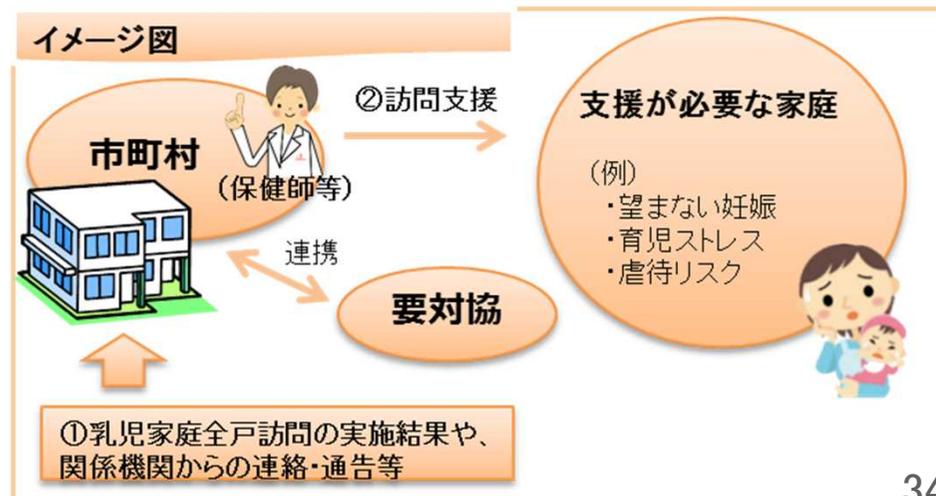
3. 実施主体等

実施主体：市町村(特別区を含む)

補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

補助単価：

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| (1) 専門的相談支援の実施 | <u>8,000円(1訪問あたり)</u> |
| (2) 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 | <u>10,000円(1訪問あたり)</u> |



子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数(1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

2. 施策の内容

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
- ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等
- ④ ネットワーク関係機関の連携強化

(2) ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

3. 実施主体等

実施主体:市町村(特別区を含む)

補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

補助単価:

(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など 80,000円(受講1人あたり)
- ② 地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 660,000円(1市町村あたり)
- ③ (ア) ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
(イ) ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業との相互の役割分担の調整等

(アのみ実施) 720,000円(1市町村あたり)

(ア及びイを実施) 2,520,000円(1市町村あたり)

④ ネットワークの活動等の周知 640,000円(1市町村あたり)

(2) ネットワーク関係機関の連携強化 3,000,000円(1市町村あたり)



＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度当初予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

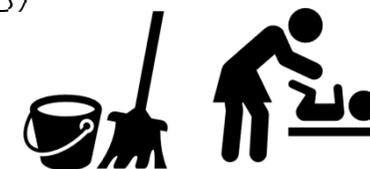
2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラーを含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間あたり 1,500円

1件あたり 930円

○事務費・管理費 1事業所あたり 564,000円

○研修費 1市区町村あたり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間あたり	1件あたり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間あたり1,200円、1件あたり740円
③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間あたり900円、1件あたり560円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度当初予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

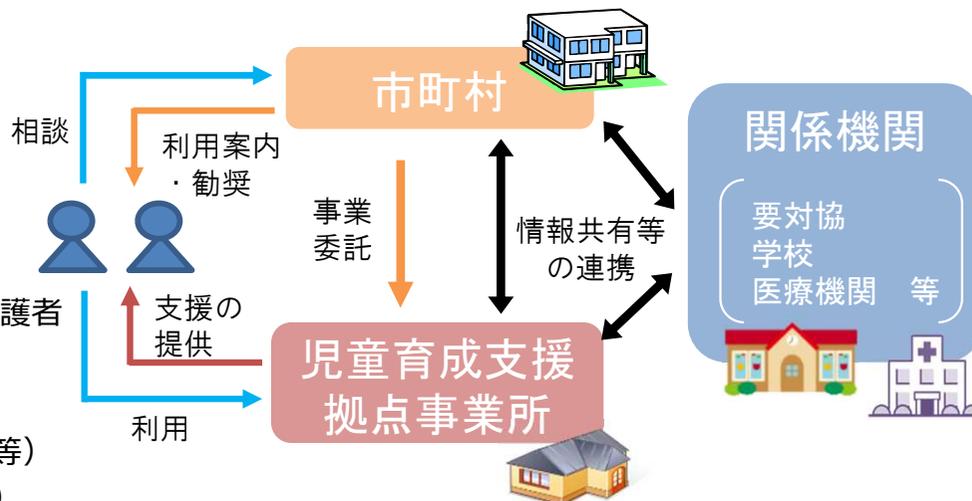
2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成 (片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援 (宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供 (調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援 (地域の実情に応じて実施)



3 実施主体等

【実施主体】 市区町村 (市区町村が認めたものに委託可)

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価 (案)】

○基本分	1事業所当たり	15,854千円 (※)	○長時間開所加算	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり 944千円 (※)
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり 225千円 (※)
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円 (※)	○賃借料支援加算	1事業所当たり 3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

〈子ども・子育て支援交付金〉

令和6年度当初予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） 88,400円

講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,210円
市町村民税非課税世帯	1,770円
住民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,330円

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度当初予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供



2. 施策の内容

○**一般型** 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○**連携型** 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➢ 公共施設や保育所、児童館等の**地域の身近な場所**で、**乳幼児のいる子育て中の親子の交流**や育児相談、情報提供等を実施

➢ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

3. 実施主体等

○**実施主体** 市町村(特別区を含む)

○**負担割合** 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○**主な補助単価(令和6年度予算案)** ※ 開設日数等により単価が異なる

【基本事業】・一般型 8,714千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
9,739千円(6日型、常勤職員を配置の場合)
(新設)10,772千円(7日型、常勤職員を配置の場合)
→現行の「6～7日型」単価を見直し「7日型」を創設

・連携型 3,257千円(5～7日型の場合)

【加算事業】・子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)
3,247千円(一般型(5日型)で実施した場合)

・地域支援加算1,592千円

・特別支援対応加算1,111千円

・育児参加促進講習休日実施加算 425千円

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

○**実施か所数の推移(単位:か所数)**

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
7,431	7,578	7,735	7,856	7,970

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和6年度補助基準額（案）】（一般型基本分）：1か所あたり年額 2,833千円～49,077千円

【実績】

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり事業（利用者負担軽減分）

【事業内容】低所得世帯等の児童が、一時預かり事業による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する。

【補助基準額】
 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円
 住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

※令和6年度から子ども・子育て支援交付金により措置

子ども・子育て支援交付金 令和6年度当初予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

2. 施策の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和6年度補助単価（案）（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,443,000円【拡充】

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円（※）

（※）「当日キャンセル対応加算」（令和6年度より本格実施）

2.（1）病児対応型・病後児対応型について、前日までの利用申し込みの状況を踏まえて受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算。

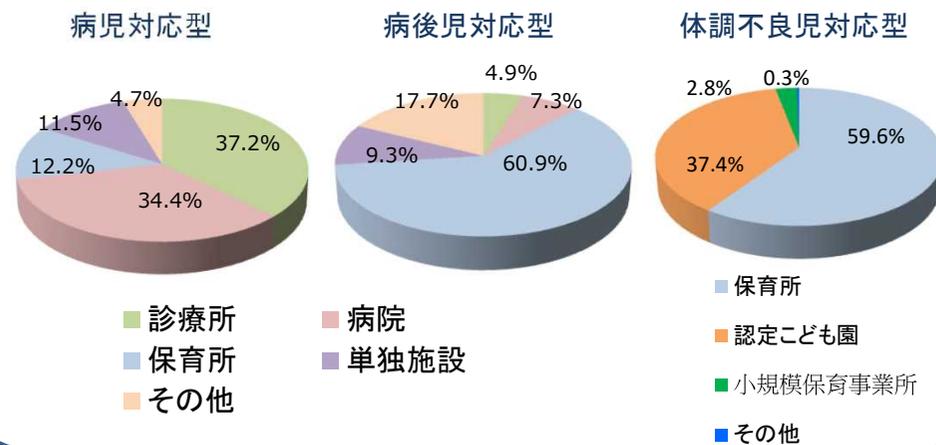
年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
（1）25回以上50回未満	247,900円
（2）50回以上100回未満	502,500円
（3）100回以上150回未満	670,000円
（4）150回以上	1,005,000円

【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
 (前年同月の延べ利用児童数を上限)

【実施場所】



<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度当初予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

2. 施策の内容

○主な実施要件

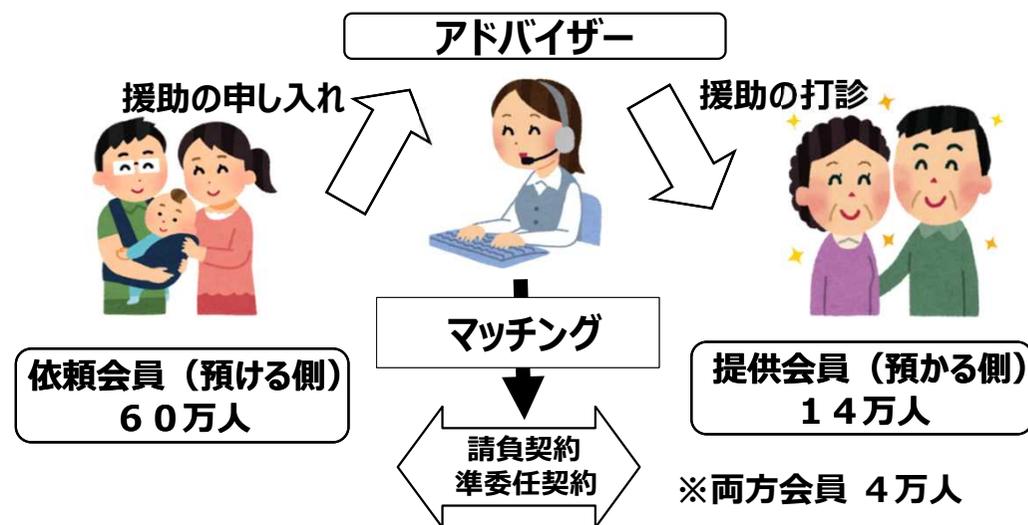
- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○実施市町村 （令和4年度）982市町村、（令和3年度）971市町村

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



3. 実施主体等

○実施主体：市町村（特別区を含む）

○負担割合：国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和6年度予算案）

【基本事業】 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円

【病児・緊急対応強化事業】 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）

【預かり手増加のための取組加算】①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）【新設】

②500千円～1,500千円（提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）【拡充】

【提供会員の定着促進加算】 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）【新設】

【ひとり親家庭等の利用支援】 500千円

【地域子育て支援拠点等との連携】 1,500千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和6年度当初予算案
555億円
(令和5年度予算:351億円)

【重層的支援体制整備事業】 令和6年度当初予算案：543億円（令和5年度予算：322億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】 令和6年度当初予算案：12億円（令和5年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直している。	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

【事業概要】

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

＜施設定員の設定例＞



3. 実施主体等

【財源】

一般財源ではなく、事業主拠出金を財源とする。

※ 事業主負担のみ。（労働者負担なし）

※ 厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

【実施主体、補助率】

公募団体、定額（10/10相当）

【令和4年度助成決定（令和5年3月31日時点）】

4,449施設 105,393人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016
年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
予算額	2,269	1,929	1,838	2,044

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

2. 施策の内容

ベビーシッター派遣事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。
 （補助額：2,200円/枚 利用可能枚数：児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで）
 （利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業8%、中小企業3%）

ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

3. 実施主体等

【実施主体、補助率】

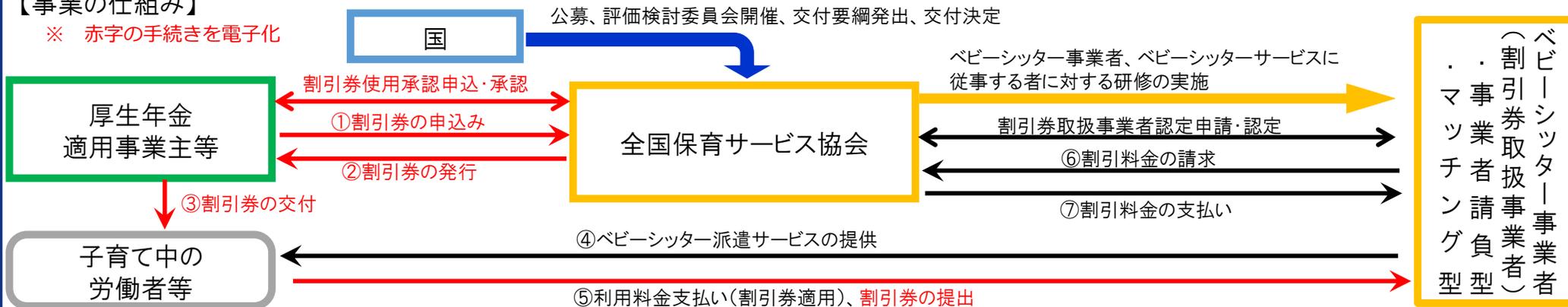
公募団体（公益社団法人全国保育サービス協会）、定額（10/10相当）

【補助額】

- ・ベビーシッター派遣事業 事業費：1555百万円 事務費：48百万円
- ・ベビーシッター研修事業 事業費： 27百万円 事務費：21百万円

【事業の仕組み】

※ 赤字の手続きを電子化



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

【事業概要】

企業からの申請により、助成金(定額)を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

※ 保育所等の運営費(0歳から2歳児)の事業主拠出金の追加拠出期間(令和7年度まで)に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- ・プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定(1つの認定につき各年度助成(要申請))
- ・くるみん認定、くるみんプラス認定〔1回の認定につき1回限り助成(認定の当年度又は翌年度に助成)〕

を取得している中小企業* (従業員300人以下規模の企業)

* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

3. 実施主体等

【実施主体、補助率】

公募団体(一般財団法人 女性労働協会)、定額(10/10相当)

【助成額】

上限50万円/企業

	くるみん累計 (うちプラチナ)	くるみん [R4.4~R5.3]	(参考)企業数
大企業	2,368(450)企業	134企業	1万1,157企業
中小企業	1,763(98)企業	196企業	357.8万企業

※ 企業数は、中小企業庁発表(平成30年11月30日付)による。

<児童手当等交付金>令和6年度当初予算案 1兆5,246億円 (1兆2,199億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的等

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
 - 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、①所得制限の撤廃、②高校生年代までの支給期間の延長、③多子加算について第3子以降3万円(※)、とする抜本的拡充を行う。これら、抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、令和6年10月分から実施する。その際、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする。
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

2 事業の概要・スキーム

	拡充前 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分以降) ※法案(検討中)の内容																																																												
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																												
所得制限	所得限度額：960万円未満(年収ベース、夫婦と子ども2人) ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																												
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律：10,000円 所得制限以上 一律：5,000円(当分の間の特例給付) 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 																																																												
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																												
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																																												
支払期月	3回(2月, 6月, 10月)(各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月)(各前月までの2カ月分を支払)																																																												
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満 特例給付(所得制限以上)</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降 特例給付(所得制限以上)</td> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満 特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	3歳以降 特例給付(所得制限以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10			2/3	1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/15</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降</td> <td>1/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>4/9</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2/9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※こども・子育て支援金制度(仮称)の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10				2/15	3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10				2/9
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	事業主	国	国	地方																																																										
3歳未満 特例給付(所得制限以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																																									
			2/3	1/3																																																										
3歳以降 特例給付(所得制限以上)			2/3	1/3	所属庁 10/10																																																									
			2/3	1/3																																																										
	被用者		非被用者		公務員																																																									
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国																																																										
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	所属庁 10/10																																																									
				2/15																																																										
3歳以降	1/3		1/3	4/9	所属庁 10/10																																																									
				2/9																																																										

※上記のほか、児童手当の抜本的拡充の円滑な実施に向けて、地方公共団体が行うシステム改修等に対する奨励的な補助を令和5年度補正予算で計上。(232億円、補助率10/10)

令和6年度当初予算案 245億円 + 令和5年度補正予算 318億円 (令和5年度当初予算 295億円)

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【補助割合】

(私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

(公立) 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。また、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

（※）都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対象事業】
- (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業
 - (2) 小規模保育改修費等支援事業
 - (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
 - (4) 認可化移行改修費等支援事業
 - (5) 家庭的保育改修等支援事業
 - (6) こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修等支援事業

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R5）】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用（増加）定員19名以下	16,381千円	（ ① 21,842千円、② 25,118千円 ）
	利用（増加）定員20名以上59名以下	29,486千円	（ ① 34,946千円、② 38,223千円 ）
	利用（増加）定員60名以上	60,064千円	（ ① 65,525千円、② 68,801千円 ）

老朽化対応の場合 1 施設当たり 29,486千円 （ ① 34,946千円 ）

(2) 1事業所当たり 24,026千円 （ ① 34,946千円、② 38,223千円 ）

(3) 1施設当たり 24,026千円 （ ① 34,946千円、② 38,223千円 ）

(4) 1施設当たり 34,946千円 （ ② 38,223千円 ）

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 24,026千円 （ ① 34,946千円、② 38,223千円 ）

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,621千円

(6) 1事業所当たり 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【補助割合】 (1)～(4)、(6) ※(6)は私立の場合 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
 (5)、(6) ※(6)は公立の場合 国：1/2、市区町村：1/2

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4

(5) 国：2/3、市区町村：1/3

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者の確保を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助する。

2. 施策の内容

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・ 再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供のほか、保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う。
- 人材バンク機能等の活用
 - ・ 保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【事業実績】

- 全国で72か所設置（内訳：都道府県46か所、指定都市・中核市26か所。令和5年6月時点）
- 保育士・保育所支援センターの紹介による就職件数 4,467件（令和4年度）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費：7,500千円 保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円 復職前研修実施経費：477千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

離職した保育士等に対する再就職支援：6,372千円 保育士登録簿を活用した就職促進：3,588千円 マッチングシステム導入費：7,000千円

保育士キャリアアドバイザー雇上費：200千円（月額）

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）を雇い上げるにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。
- 潜在保育士の再就職支援として、保育士資格を有する者を保育補助者として一定期間雇上げ、ブランクの長い保育士が再び現場に復帰できるよう必要な支援を行う。

2. 施策の内容

- 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【概要】

- ・ 保育士資格を有しない保育補助者（従来型）
保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。
※事業者は保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。
- ・ 保育士資格を有する保育補助者（拡充）
現に保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。
※補助対象となるのは1年間を限度

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額 2,338千円 又は 年額 3,117千円（※）

定員121人以上の施設：年額 4,676千円 又は 年額 6,234千円（※）

（※）保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士資格を有する者、保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】

国：3／4、都道府県：1／8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

国：3／4、市区町村：1／4

保育士修学資金貸付等事業

成育局 成育基盤企画課

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数) + 令和5年度補正予算額 185億円の内数

1 事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none">○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 ※貸付決定者数 4,581人(令和4年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 貸付額(上限)<ul style="list-style-type: none">ア 学費 5万円(月額)イ 入学準備金 20万円(初回に限る)ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)エ 生活費加算 4~5万円程度(月額)※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る※貸付期間: 最長2年間
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象	<ul style="list-style-type: none">○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 130人(令和4年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間: 最長3年間○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間: 最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none">○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,305人(令和4年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間: 1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none">○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,447人(令和4年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	<ul style="list-style-type: none">○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 7人(令和4年度実績)	<ul style="list-style-type: none">○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間: 2年間

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国: 9/10、都道府県・指定都市: 1/10

保育士や保育事業者等への巡回支援事業

成育局 保育政策課

1 事業の目的

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

- ・若手保育士への巡回支援
+
・保育実践充実コーディネーターによる巡回支援
- ： 若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、保育所等に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談を実施
- ： 保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・向上を図り、働きがいを高められるよう、保育実践充実コーディネーターによる巡回支援を実施

統合

①保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実を図り、働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施

- ・保育事業者への巡回支援
+
・保育士の働き方改革への巡回支援
- ： 保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による巡回相談を実施
- ： 保育士の働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため、保育士働き方改革支援コンサルタントによる巡回相談を実施

統合

②保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施。

- ③放課後児童クラブへの巡回支援
： 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施
： 保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑤地域保育ネットワークを含む協議会の開催
： 公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒＜拡充内容＞

- 若手保育士や再就職して間もない保育士（勤務経験5年以内）に限らず保育所等に勤務する保育士を支援対象とする。（メニューの統合と事業名の変更。）
- 都道府県域で事業を実施する場合、「保育士支援アドバイザー」を更にもう一人雇い上げることができるよう補助基準額を見直し。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

【補助基準額】 ①～③：1自治体当たり それぞれ4,064千円（①を都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円）

④、⑤：1自治体当たり それぞれ1,634千円

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数) + 令和5年度補正予算額 185億円の内数

1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

2. 施策の内容

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



<自治体>

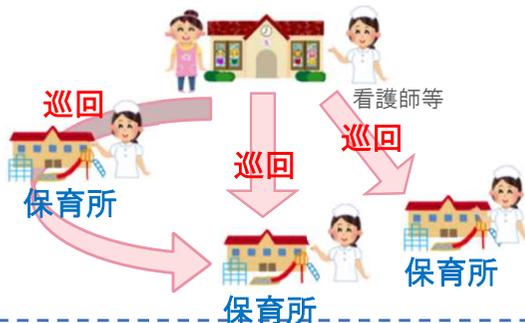
検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

【自治体による看護師確保】自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、**効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。**



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

※下線は令和5年度補正予算分

【補助基準額】

○基本分単価

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。(1自治体あたり5,010千円)【拡充】)

○加算分単価

- ② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
- ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円
- ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
- ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円
- ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
- ⑦ 医療的ケア児の備品補助【拡充】 1施設当たり 10万円
(医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
- ⑧ 災害対策備品整備 【拡充】 1施設当たり 10万円
(災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)
※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

*医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ
3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭におけるこどもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

また、特に配慮が必要な家庭のこどもが全体の40%以上となった上で、外国人家庭のこどもが20%以上の場合に、保育士をさらに1名加配し支援を行い、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができる。（文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能。）

<要件追加>

現行の要件に加え、特に配慮が必要な家庭にあるこどもの入所が「30%以上」となる保育所を追加する。

「30%以上」とする保育所の要件については、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所とする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 1か所当たり 3,859千円

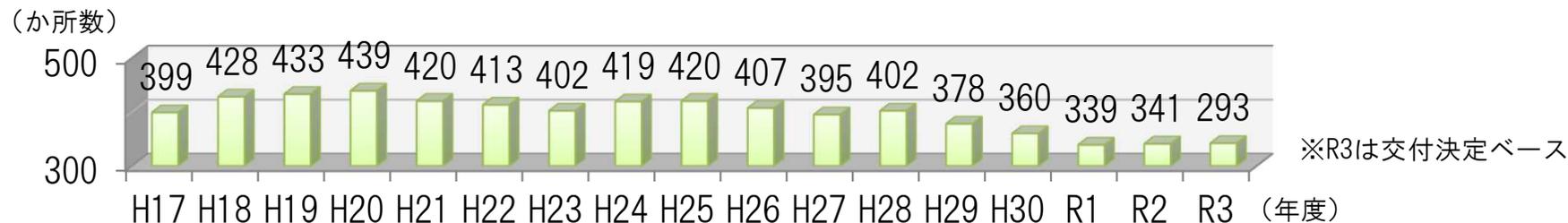
(外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い(20%以上)場合)

1か所当たり 7,718千円(保育士を配置する場合)

1か所当たり 5,351千円(文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

4. 事業実績



<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算案 459億円の内数（457億円の内数）

1. 施策の目的

- 1歳児クラスの年度当初からの入所は、0歳児クラスからの進級により定員が埋まってしまうため、育児休業期間を切り上げて0歳児からの保育所等への入所を希望する保護者がいることから、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、1年間の育児休業を取りつつ、職場復帰に向けた保育所入園時期を予め確保することにより、子どもの育ちと保護者の不安を解消する。

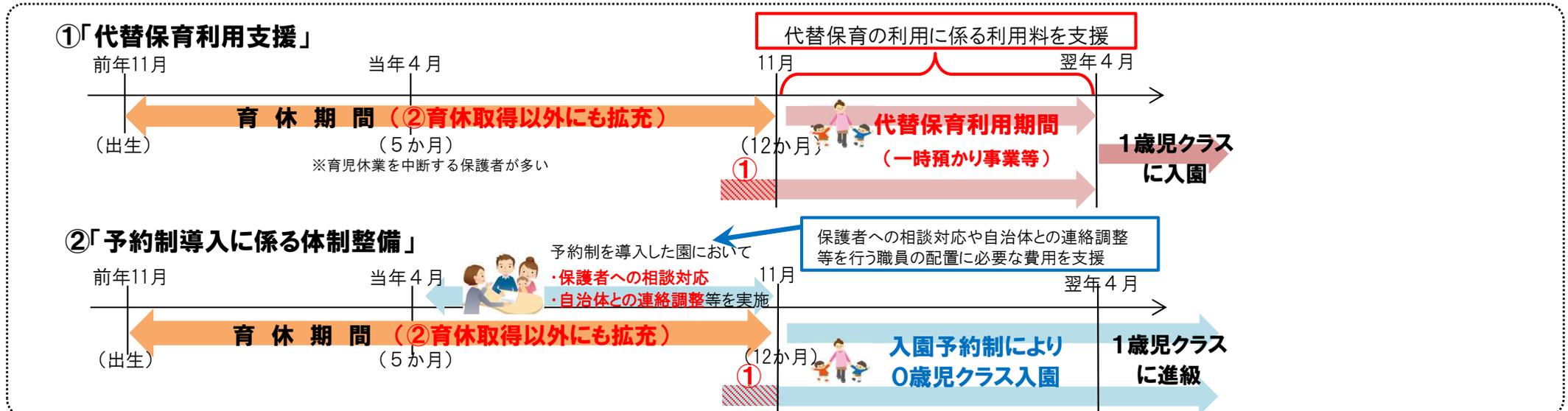
2. 施策の内容

(1) 「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

(2) 「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、子どもの入園までの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。



⇒<拡充内容>

保育利用支援事業の利用を、①1年の育休取得後に限定せず、慣らし保育等で育休の切り上げを希望する者も対象とする、②出産を機に退職した後、子どもが満1歳を迎えてから翌4月までに、再就職のために保育所等への入所を希望する者も対象に追加する

3. 実施主体等

【実施主体】市区町村

【補助基準額】①「代替保育利用支援」 子ども1人当たり 20千円（月額）

②「予約制導入に係る体制整備」 施設1か所当たり 2,406千円（年額）

【補助割合】国：1/2、市区町村：1/2

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



巡回支援指導員



認可保育所等



認可外保育施設



認可外の居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)

【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の実施やその準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の現地指導

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 354千円

②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、保育所等の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、保育所等へ移行するための支援につなげ、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

2. 施策の内容

【事業内容】

- 認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。
- 対象事業者は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

<要件1>

- 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1／3以上）。
- 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
- 「認可化移行計画」を策定し、
 - 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準^(※)適合化を図ること、
 (※) 職員配置、設備基準だけでなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

<要件2> ※ 本要件を適用する場合は、指導監督基準を満たすための改修が対象となる。

都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助割合】 国：1／2、都道府県、市町村：1／4、事業者：1／4

【補助基準額】 《要件1》改修費等 1か所当たり 32,448千円、移転費等 1か所当たり 5,070千円
 《要件2》改修費等 1か所当たり 16,224千円、移転費 1か所当たり 1,217千円

1 事業の目的

令和6年度当初予算案 0.4億円(0.4億円) + 令和5年度補正予算額 1.2億円

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」(以下「はじめの100か月の育ちビジョン」)の認知拡大に加え、全ての人の具体的な取組を推進する必要がある。そのため、国民運動「こどもまんなかアクション」と連携し、「国民一人一人の具体的な行動促進」「地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成」「科学的知見の充実・普及(調査研究)」を一体的に推進。これらを3年間で集中的に実施し、各地域における自律的な取組につなげていくことで、全ての人の具体的な行動の促進を通じて社会全体の認識を共有し、全てのこどもの「はじめの100か月」(※)の育ちを支え、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上を実現する。

※「はじめの100か月」:本ビジョンのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児~小1)までがおおむね100か月であり、これらの重要な時期に着目。

2 事業の概要・スキーム

推進対象:「こどもの誕生前から幼児期まで」の育ちの充実に資する取組

① 国民一人一人の具体的な行動促進

①-1 効果的広報を通じた普及啓発【R6当初予算案】

「はじめの100か月の育ちビジョン」の詳細な内容について周知
(幅広い層を対象にした動画の作成、メディアを活用した積極的な発信等)

①-2 具体的な行動に活かせるコンテンツ作成等【R5補正予算】

✓保護者・養育者

⇒こどもの育ちを見る視点や乳幼児との関わり方についての専門知も参考に「こどもの育ち」を学習できるハンドブック・動画等作成

✓関心層(「こどもまんなか応援サポーター宣言」をする層含む)

⇒こどもの育ちに関する基礎知識と、具体的な行動のヒントになるガイドブック・動画等作成(→国民運動における「#こどもまんなかアクション」の充実)

それぞれの立場での
具体的な行動を促進

② 地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成【R5補正予算】

地域等の特色を活かして、こどもの育ちに関する具体的活動を推進する人材(コーディネーター人材)を全国的に養成。そのため、
・期待される活動例や、実施に求められるスキルなどをまとめたハンドブックや動画教材等の研修コンテンツを開発するとともに、
・複数の実証地域等(※)を指定し、具体的活動を推進する先進事例を創出。

※実証地域等は「こどもまんなか応援サポーター宣言」実施を想定。地域を越えて効果的にその特色を活かして活動を推進できる場合は民間団体等も可。

③ 科学的知見の充実・普及(調査研究)【R5補正予算】

「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえ、日常生活や経験における幼児期までのこどもの育ちの質の向上を促進する、科学的知見の充実及び普及を目的とする調査研究を実施。(テーマ例:外遊び、絵本、音楽・造形、スマホ・デジタル機器に係る推奨環境や留意点等)

国民運動「こどもまんなかアクション」と連携

3 実施主体等

【実施主体】民間企業・団体等

【委託】①民間企業等 ②全体統括事業者及び自治体・民間団体等10か所程度(475万円/1件あたり) ③学術機関、民間企業等(計3件程度)

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官 (事業調整担当)

令和6年度当初予算案 156億円 + 令和5年度補正予算 21億円 (令和5年度当初予算 172億円)

1 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るため、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

【令和5年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

- ・ 学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ
- ・ 待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

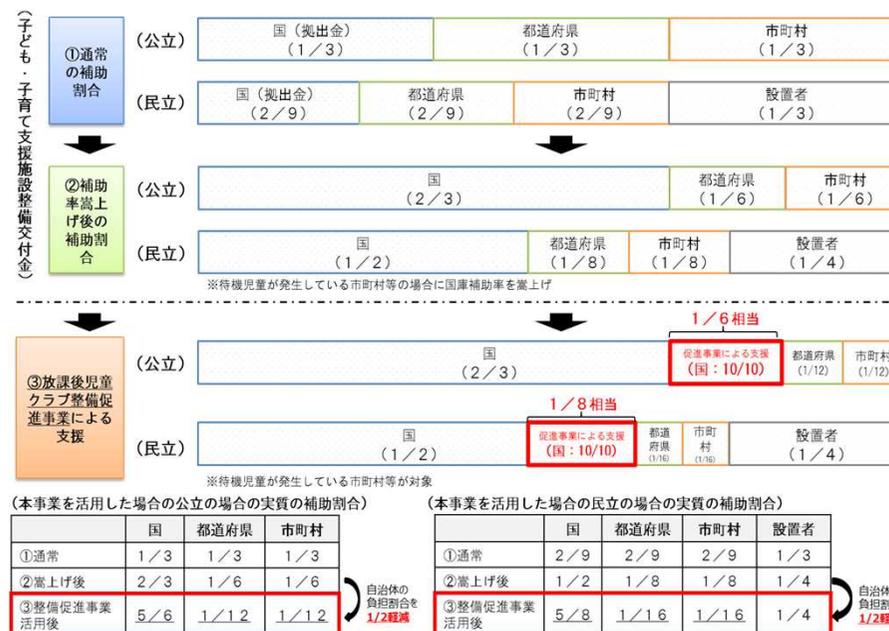
【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9	2/9	2/9	1/3
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

令和6年度当初予算案 67億円 + 令和5年度補正予算 62億円（令和5年度当初予算 67億円）

1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所
②耐震化等整備		<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	※R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加

【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1/2→2/3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（上記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

3 実施主体等

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】定額（原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当）

1. 施策の目的

- こども家庭庁では、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）に従い、「教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進める」こととしている。

※ DBSとは、英国の制度であり、Disclosure and Barring Serviceの略。英国においては、こども等との定期的な接触を伴う特定の職について、有罪判決等の情報を基に、就業禁止リストへの記載を決定するなどした上、ある就労希望者がそのような職に就くことができないこと又は不適切であること等に関し、雇用者に情報を提供している。

- この検討を進め、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の構築を円滑に進めるための取組として、調査研究を行う。

2. 施策の内容

- こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）を効率的に構築していくために、関係業務や情報の処理等についての検討のため調査研究を行う。



3. 実施主体等

- ・ 実施主体：国（委託）



＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要の費用の一部について支援する。

2. 施策の内容

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ①保育所等設置促進等事業（☆）
保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- ③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）
物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業（☆）
既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ②分園推進事業（☆）
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③熱中症対策事業（★）
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
- ④安全対策事業（★）
ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業 イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
- ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥緊急一時預かり推進事業（☆）
緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）
- ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑧感染症対策のための改修整備等事業（★）
インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑨保育環境向上等事業（★）
保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助制限】

- 制限無し：（☆）の事業
- 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額（R5）】 1. 基本改善事業（①、②） 1施設当たり 7,200千円 (③) 1施設当たり 100千円
2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨） 1施設当たり 1,029千円 (④) 1施設当たり 500千円以内
(⑥、⑦) 1施設当たり 34,946千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

1 事業の目的

ガイドラインに適合する安全装置のリストを作成するため、各メーカーから申請がなされた安全装置について、ガイドラインの要件への適否を審査する。

2 事業の概要・スキーム

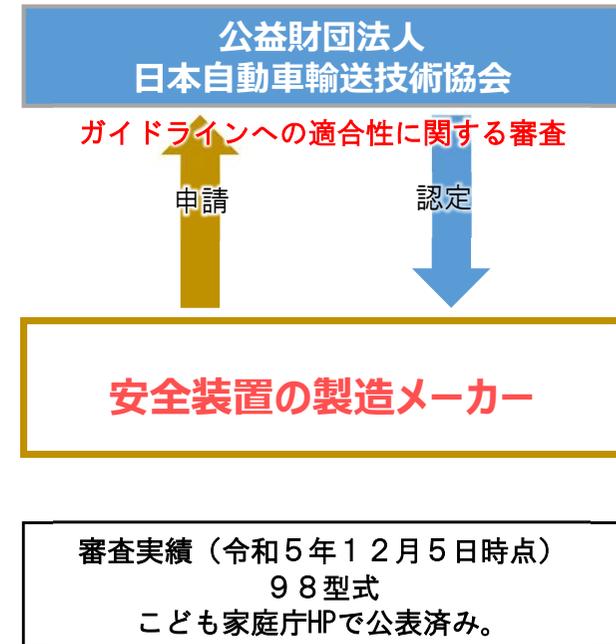
【事業内容】

関係府省令の改正により装備が義務付けられた安全装置については、国土交通省において策定された「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものをリスト化して公表する必要がある。

令和5年1月、ガイドラインに適合するか判断する審査業務を公益財団法人日本自動車輸送技術協会と請負契約を結び委託しているが、当該事業については、令和6年度においても引き続き新規申請や仕様変更申請等の対応が必要である。

【契約期間（予定）】

令和6年4月1日から令和7年3月31日



3 実施主体等

【実施主体】公益財団法人日本自動車輸送技術協会

【実施要件】安全技術や保安基準、後付け装置の性能評価・影響評価等の知見を有し、随時審査できる体制を有することなど

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和6年4月～）>

- 月額
 - ・全部支給：45,500円 ・一部支給：45,490円～10,740円
※令和5年度単価 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
 - ・全部支給：10,750円 ・一部支給：10,740円～5,380円
※令和5年度単価 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円
 - ・**児童2人目と同額※R6年11月分から**（改正前は・全部支給：6,450円 ・一部支給：6,440円～3,230円）
※令和5年度単価 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円

加算額（児童2人目）

改（児童3人目以降1人につき）

<所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）> ※R6年11月分から

- 全部支給（2人世帯）：**190万円**（←160万円） 一部支給（2人世帯）：**385万円**（←365万円）

<支給期月> ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 818,978人（令和5年3月福祉行政報告例）

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

ひとり親の経済的支援（児童扶養手当）の拡充等

・ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。

①所得限度額の引き上げ（対象見込み者数：約44万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費29億円）

- ・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額） **160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）
- ・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額） **365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

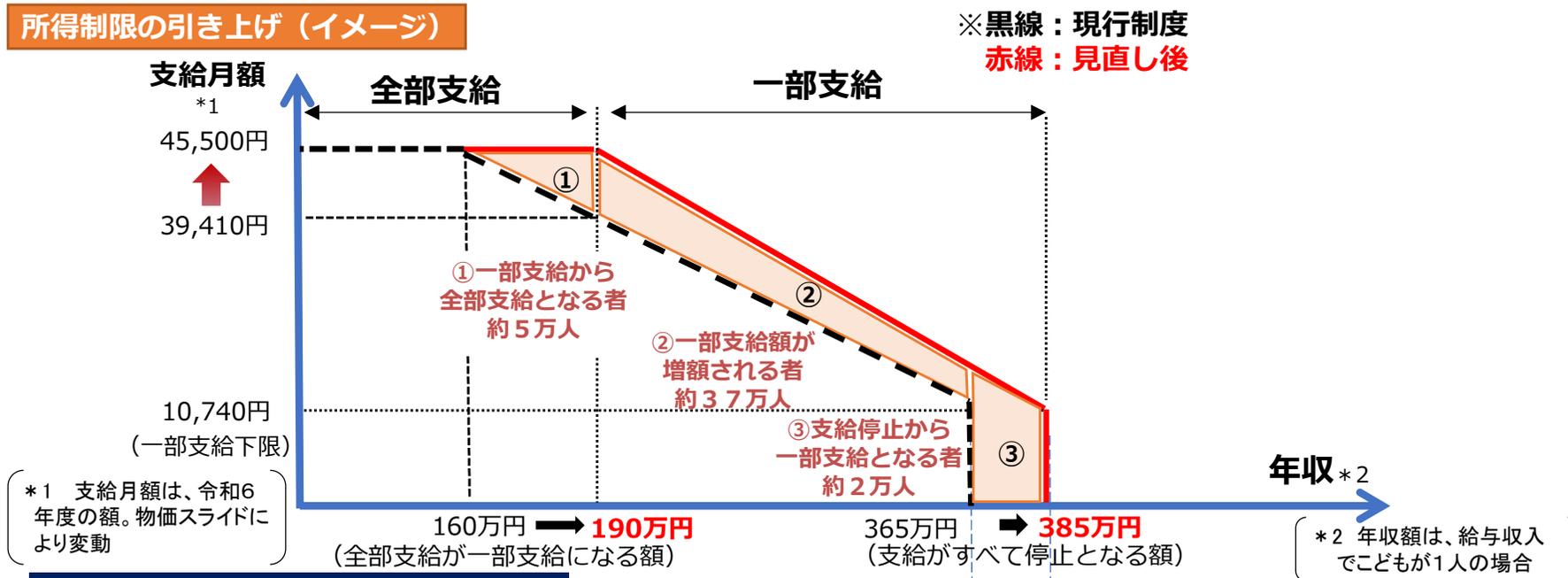
②多子加算の拡充（対象見込み者数：約11万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費5億円）

- ・第3子以降の加算額（**6,450円**）を第2子の加算（**10,750円**）と同額まで引き上げる。*加算額は令和6年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和6年11月分（令和7年1月支給）からの実施を想定

・児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるようにする。

所得制限の引き上げ（イメージ）



就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した就労支援等の要件緩和を行う

高等職業訓練促進給付金等(注)の支援策
(= 児童扶養手当の受給と連動)

上イメージ
図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**1年間をめぐりに利用可能**にするなど自立の下支え

(注) 対象となる就労支援事業 ・ 自立支援プログラム ・ 高等職業訓練促進給付金 ・ 自立支援教育訓練給付金 ・ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

- ひとり親支援にかかる事業の対象者要件(児童扶養手当受給相当の所得要件)を見直し、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立促進を図る。
(対象者要件見直し事業の令和6年度予算案は、いずれも「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」(163億円の内数)に計上)

対象者要件見直し事業	支援内容	見直し内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 撤廃(※)
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給し、ひとり親家庭の母又は父の学び直しを支援する。	(※) 自立を図るための活動を行うこと(自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等)を要件として追加
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を 緩和(※)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	(※) 児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。	

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
改 ⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。）
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を恒久化。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
 《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格等
改 ※ 令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を恒久化。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和3年度総支給件数】7,774件（全ての修学年次を合計）

【令和3年度資格取得者数】2,757人（看護師 1,133人、准看護師 845人、保育士 171人、美容師 129人など）

【令和3年度就職者数】2,092人（看護師 1,002人、准看護師 468人、保育士 148人、美容師 100人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。
 ※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - 改** ① 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者(児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃)
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)
 - ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

<支給内容>

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 **改** ⇒ 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給)
- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 - ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【事業実績】

令和3年度支給件数 2,248件 就業実績 1,657件

【実施自治体数】

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	721か所 (92.4%)	849か所 (93.4%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭等の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

2 事業の概要

- ① 相談支援事業
育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。
- ② 家計管理・生活支援講習会等事業
家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。
- ③ 学習支援事業
高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学習支援を実施する。
- ④ 情報交換事業
ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。
- 改** ⑤ **ひとり親家庭地域生活支援事業 (従来の「短期施設利用相談支援事業」)**
離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。



拡充内容

○事業内容

子育てや生活一般等に関する相談助言の実施、ひとり親家庭等の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行うとともに、**施設を活用する際に必要な経費の補助**を行う。

○対象者

ひとり親家庭及び寡婦に加え、**離婚前の困難を抱える家庭** (例：離婚調停中など) を新たに対象に加える。

○施設利用期間

おおむね1週間程度を、**おおむね3か月程度**とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

【実施自治体数】 897か所《令和3年度》

【補助基準額】

- (1) 1か所当たり最大 12,528千円
- (2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額 4,507千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163 億円の内数（162 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

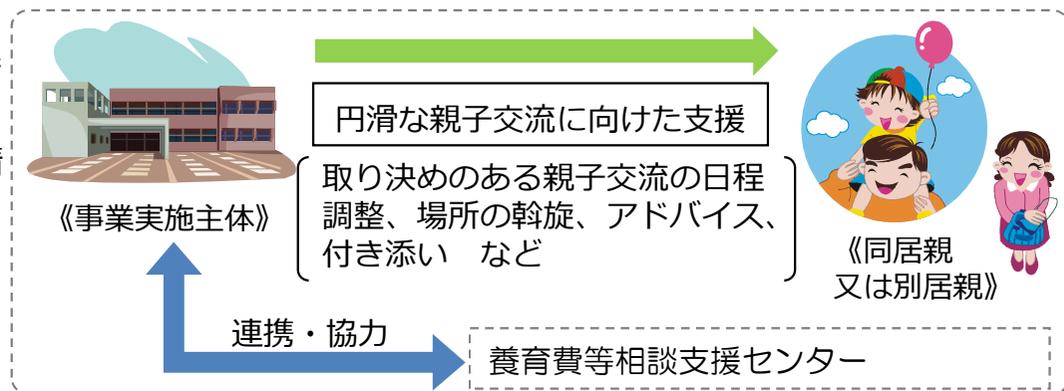
- 平成23年6月に公布された民法改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の交流が明示された。
- 適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。

2 事業の概要

- 事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等を適切に実施できる親子交流支援員を配置
- 支援の対象は、親子交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、概ね15歳未満のこどもとの親子交流を希望する別居親又はこどもと別居親との親子交流を希望する同居親

改 支援の要件としていた**児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃**

- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した親子交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、こどもの受け渡しや付き添いの際には、こどもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】 国：1／2、都道府県等1／2

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施自治体数	9自治体	10自治体	15自治体	18自治体
相談件数	1,074件	928件	1,009件	719件
支援実施ケース数	69ケース	80ケース	80ケース	72ケース

*山形県、千葉県、東京都、富山県、岐阜県、長崎県、大分県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、函館市、岐阜市、吹田市、明石市、高松市、松戸市、港区

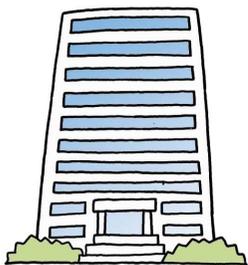
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保に資する取り組みを実施する。

2 事業の概要

地方自治体



民間団体
<事業の全部又は一部を委託可>

離婚前後親支援事業

(1) 親支援講座

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(2) 養育費の履行確保に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
- ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑦ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用した調停に係る費用への支援を行う。
- ⑧ 弁護士費用支援
養育費の受け取りに係る弁護士への成功報酬の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ その他先駆的な取組
①～⑧のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。



- こどもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関する取り決めを促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可） 【補助単価】 1自治体当たり：16,000千円

【補助率】 国：1/2 都道府県・市区・福祉事務所設置町村：1/2 【R4年度実績（交付決定ベース）】 172自治体

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>
 令和6年度予算案：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算
 令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

（1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。
 また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

（2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

（3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

（4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

（5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

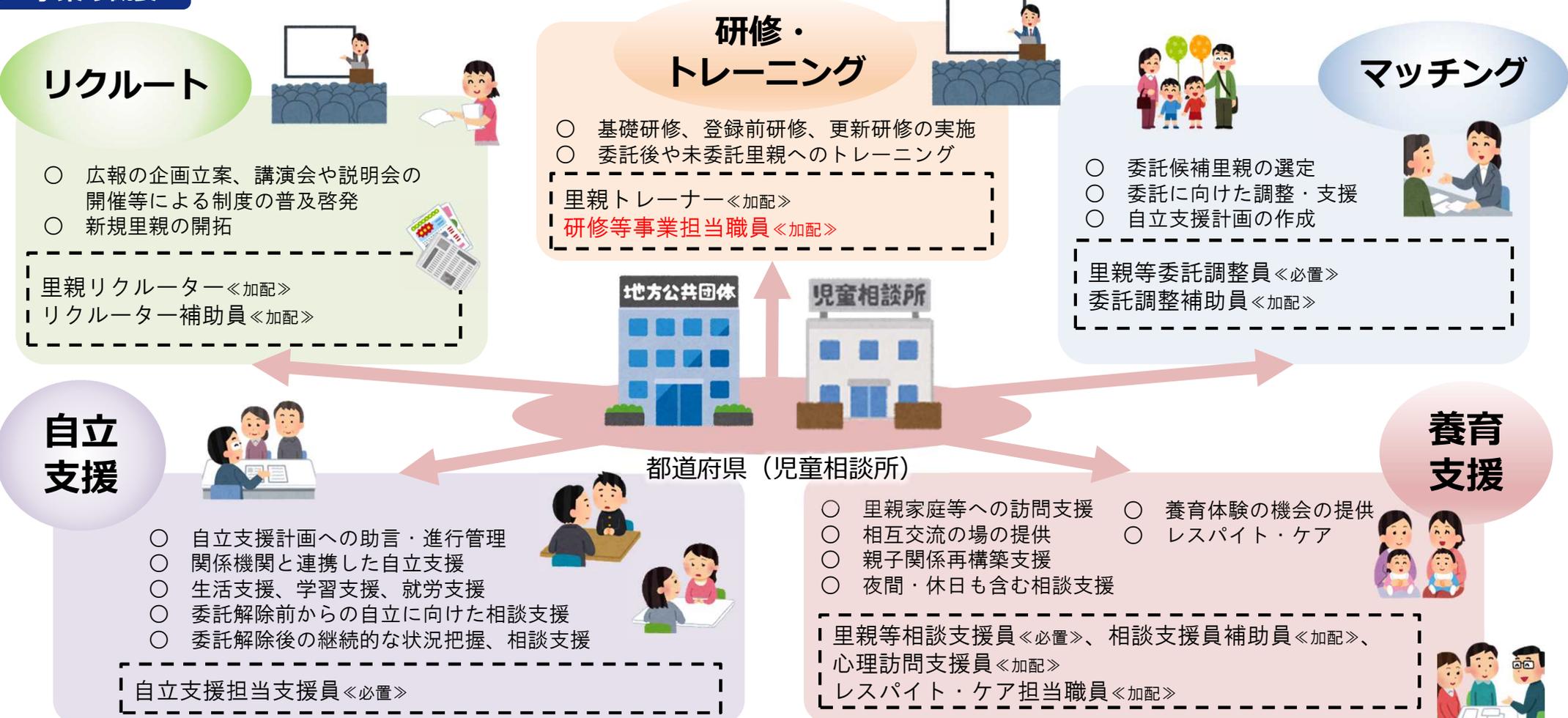
【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数（208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

2 事業の概要



＜拡充・新規内容＞ 研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1/2（又は2/3、3/4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3、1/4）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 177 億円の内数（208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算
 （※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要

（1）養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

（2）養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。

（1）養子縁組制度普及促進事業



（2）養親訪問等支援事業



3 実施主体等

【補助基準額】

（1）養子縁組制度普及促進事業

ア 基本分		
都道府県等が実施する場合	1 自治体当たり	1,623千円
委託して実施する場合	1 か所当たり	1,623千円
イ 市町村連携加算	1 か所当たり	5,800千円

（2）養親訪問等支援事業

ア 基本分	1 か所当たり	9,931千円
イ 養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1 か所当たり	2,462千円
40人以上60人未満	1 か所当たり	4,503千円
60人以上80人未満	1 か所当たり	8,144千円
80人以上	1 か所当たり	10,985千円
ウ 心理訪問支援員加算		
常勤で配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
非常勤で配置する場合	1 か所当たり	1,552千円
エ 夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1 か所当たり	6,150千円
上記以外	1 か所当たり	2,938千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

（※）本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の1つのメニューとして実施

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

2 事業の概要

(1) 生活費等支援

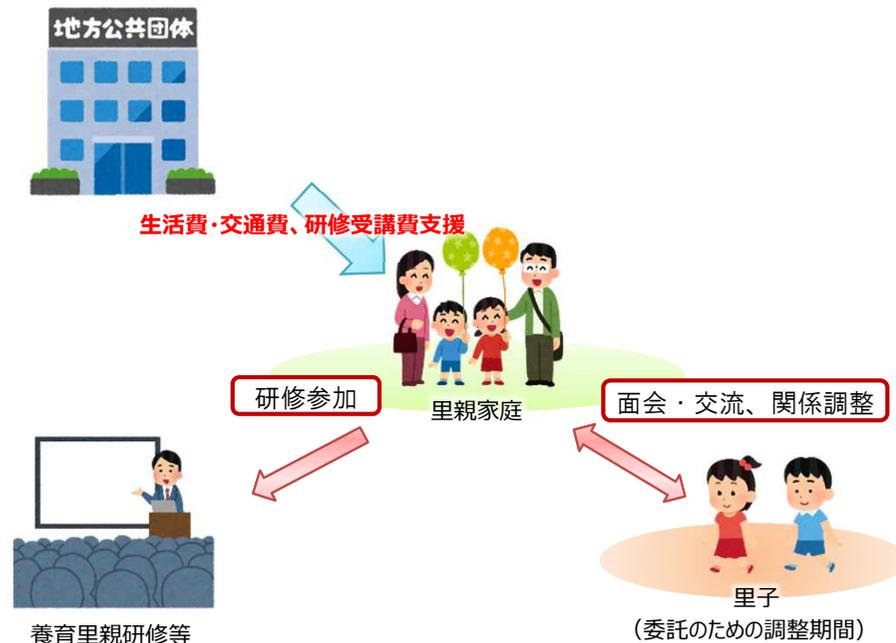
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

(2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (1) 生活費等支援		1人当たり日額	5,300円
(2) 研修受講支援	①研修受講旅費		
	ア 県内で行われる場合	1件当たり日額	3,490円
	イ 県外で行われる場合	1件当たり	50,290円
	②テキスト費用	1件当たり	20,000円
	③考査代	1件当たり	9,000円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

<里親支援センター等人材育成事業費補助金> 令和6年度予算案 74 百万円 (0 円) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要

(1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施

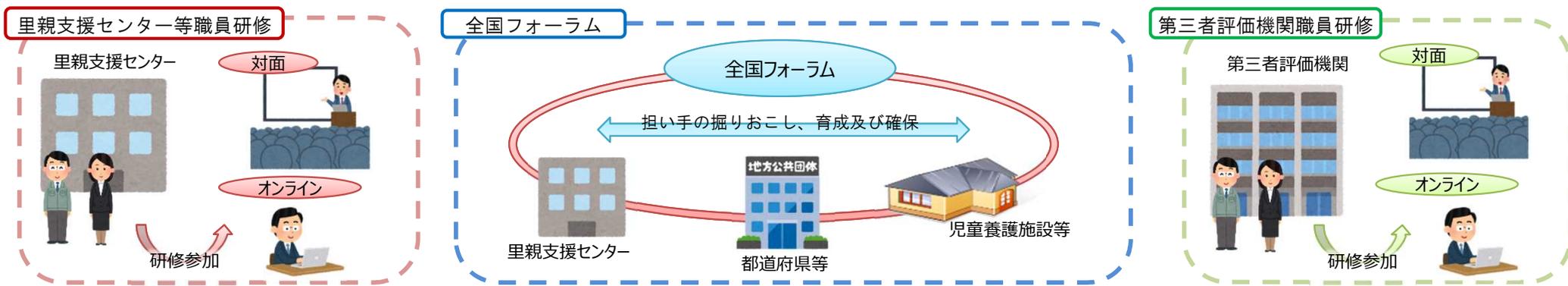
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

(2) 全国フォーラムの開催

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

(3) 第三者評価機関職員研修の実施

里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定） 【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

(※) 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施する民間フォスタリング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）により補助。

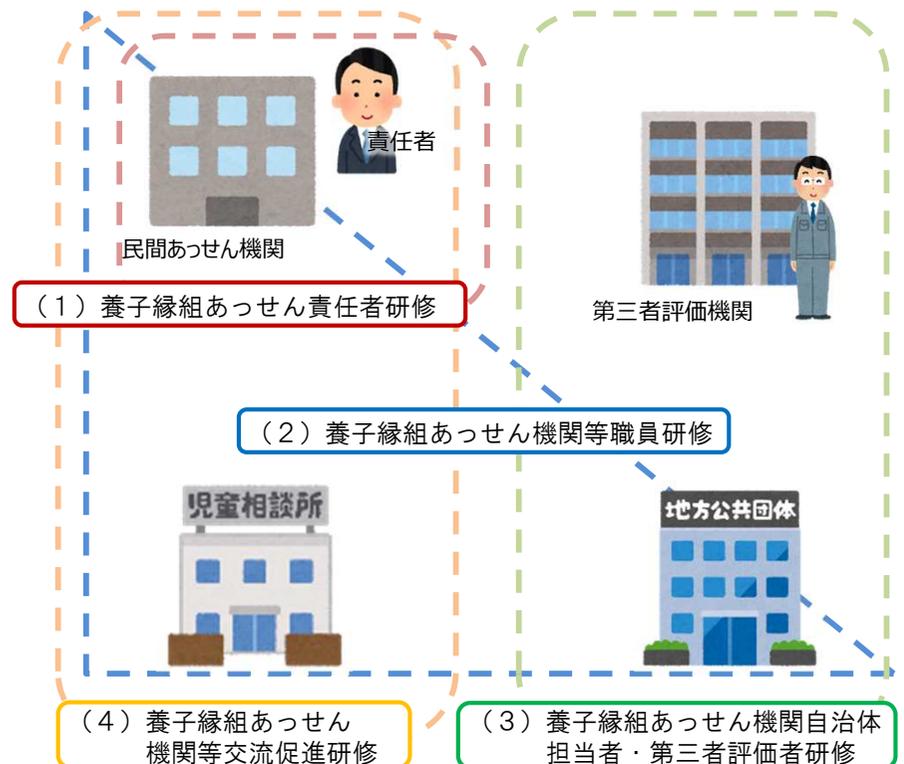
<養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金> 令和6年度予算案 45百万円 (21 百万円) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

2 事業の概要

- (1) 養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。
- (2) 養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。
- (3) 養子縁組あっせん機関自治体担当者・第三者評価者研修
許可・指導権限を有する自治体職員、第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な許可・指導等、また第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。
- (4) 養子縁組あっせん機関等交流促進研修《拡充》
養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関や児童相談所等の職員を対象とした、地域ブロックごとの研修等を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 44,699千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

※ 別途、参加者より費用を徴収（民間あっせん機関には、養子縁組民間あっせん機関助成事業により当該費用を補助）

<安心こども基金を活用して実施>

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

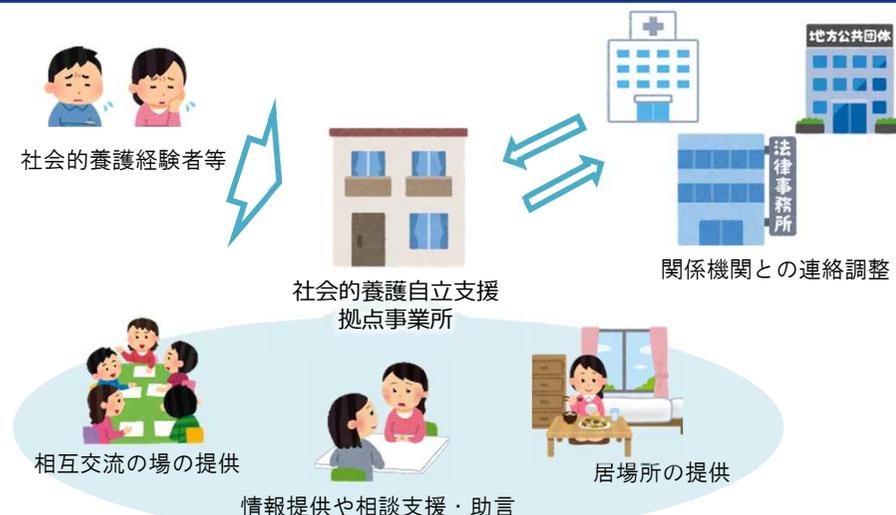
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※(1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円
・ 支援コーディネーター1人		
・ 生活相談支援員 1人		
・ 就労相談支援員 1人		
・ 相互交流費用		
・ 関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助		

エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
オ 心理療法担当職員加算		
・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

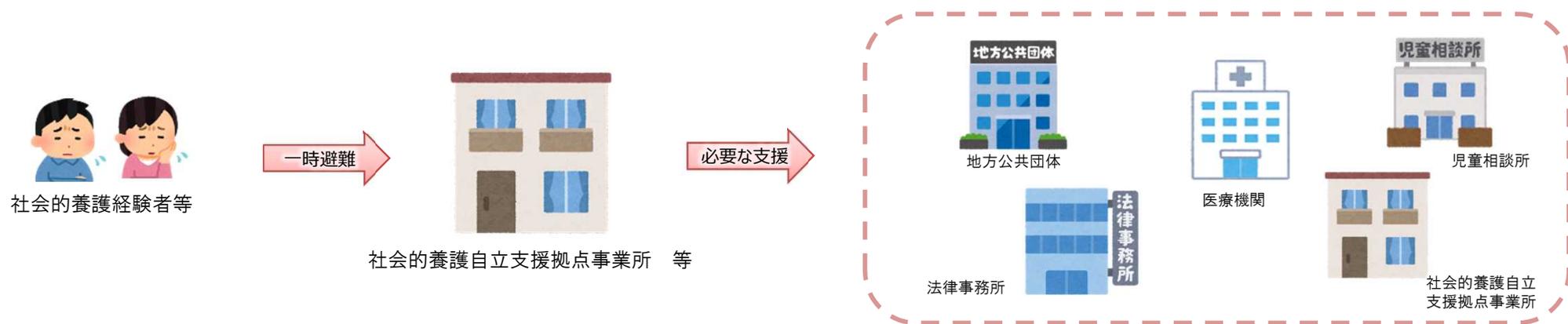
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

<安心こども基金を活用して実施>

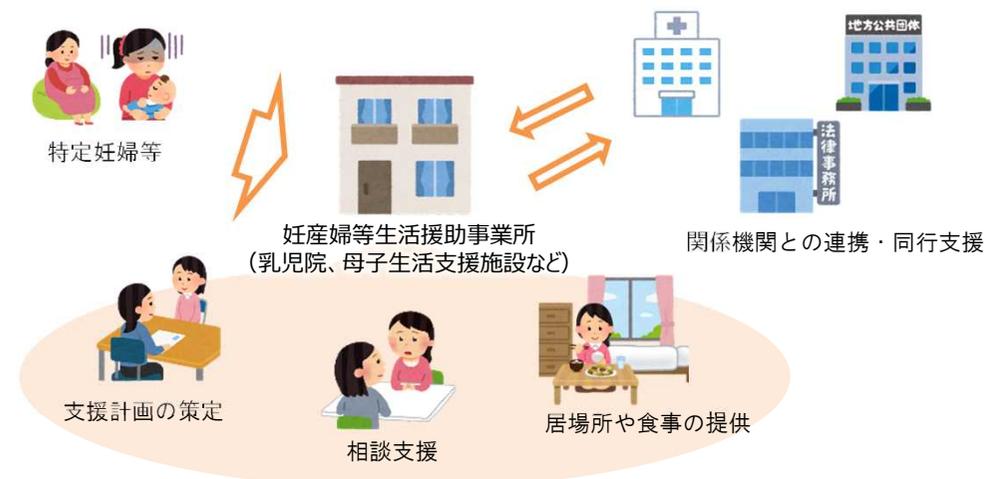
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり	6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり	12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案 177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1. 目的

- 全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所及び市町村職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修や勉強会等を実施した場合には加算を行う。また、令和6年度から創設されることも家庭センターに配置される統括支援員について研修に要する経費を補助する。

2. 事業内容

- 児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
 - ①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦**児童相談所及び市町村職員専門性強化事業**、⑧医療機関従事者研修、⑨研修専任コーディネーターの配置

3. 実施主体等

【実施主体】

- ①～⑤、⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ⑥・⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
- ⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）、特別区（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

- ① 児童福祉司任用前講習3,141千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円
- ② 3,141千円
- ③ 2,328千円（委託の場合217千円）
- ④ 3,052千円
- ⑤ 2,328千円（委託の場合108千円）
- ⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
- ⑦ **1,668千円（こども家庭センターに配置される統括支援員に向けた研修を含む。）**
※一時保護所職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算
- ⑧ 1,863千円
- ⑨ 5,333千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、特別区、市町村：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、
 - ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
 - ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい
 など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。
- こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

2 事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。

① 宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



② 基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。（基本相談は必須とし、それ以外は加算で対応）



3 実施主体

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 基本分：1か所あたり17,579千円 加算分：1か所あたり23,087千円

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

1 事業の目的

<安心こども基金を活用して実施>

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援(=親子関係再構築支援)は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 親子関係再構築支援員の配置：R5の保護者指導支援員（児童心理司と同等程度の知識を持つ者）から変更。児相あたりの人数も増加（1→2名分）

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

② 親子関係再構築支援：児童福祉司や児童心理司が親子関係再構築支援を実施するにあたり、支援が難しいケースに対して外部機関（精神科医や大学教授）などの助言指導を受けることができるよう、支援メニューにスーパーバイズを追加。

カウンセリング 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

家族療法・保護者支援プログラム こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

ファミリーグループカンファレンス こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

宿泊型支援 離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

スーパーバイズ 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業：児童相談所等の職員の資格取得が進むよう、1児相あたり300千円→500千円に単価を増加

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る

④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

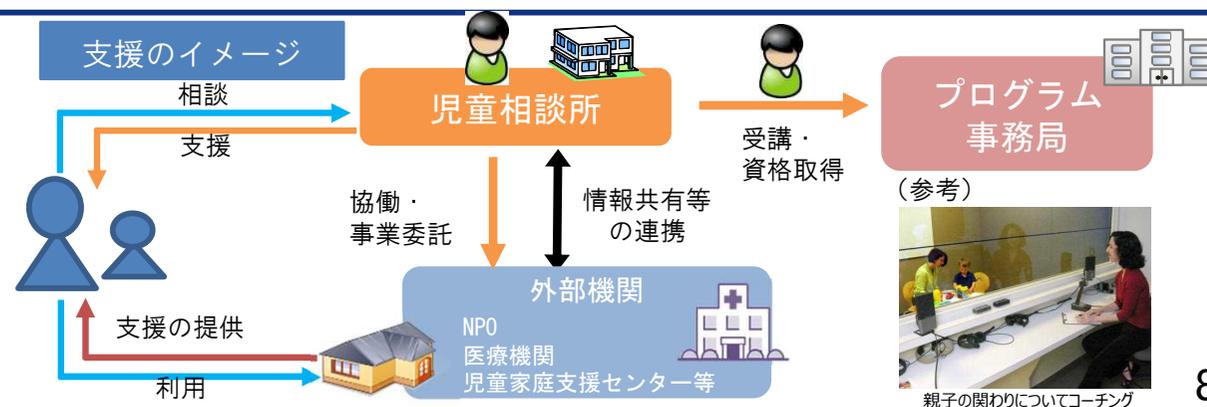
3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)
①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補助率】

国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



1 事業の目的

<安心こども基金を活用して実施>

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。（R5実施のこどもの権利擁護体制強化事業を改正法に基づく取組を推進するための事業として再編）

2 事業の概要

※活動実態を踏まえた補助となるよう活動回数に応じて加算（R5事業では補助基準額は一律10,000千円）

①意見表明等支援事業

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村(①以外)

【補助基準額】 ① 5,901千円

※活動回数に応じて加算

(加算1) 121~240回: 2,990千円

(加算2) 241回~: 5,981千円

② 1,735千円 ※②単独は不可

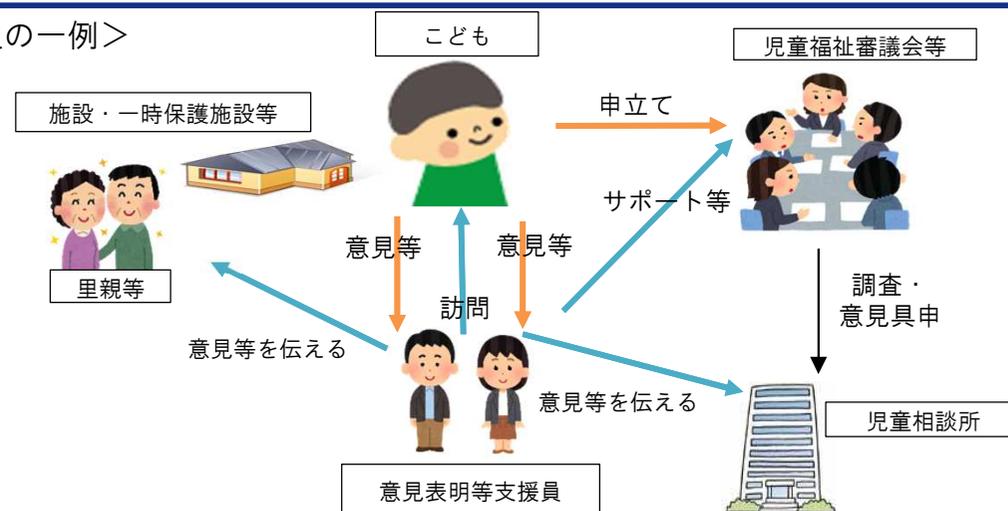
③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円

その他の権利擁護機関の場合 5,159千円

【補助率】 国: 1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村: 1/2

<取組の一例>



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

① 児童相談所・市区町村（こども家庭センター等）への配置促進を通じた資格取得支援

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門において、資格を有する者を配置する場合の財政支援（手当）の補助を行う。

② 児童相談所、市区町村（こども家庭センター等）、保育所、児童養護施設等の職員による資格取得支援

児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する施設等に対し、研修受講費用や旅費等の補助を行う。また、見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る補助を行う。

（参考）児童養護施設等、一時保護所への配置促進を通じた資格取得支援（措置費での対応）

児童養護施設等や一時保護所に資格を有する者を配置する場合の措置費について、加算（手当）を設ける。

3 実施主体等

【実施主体】 ①都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
②都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 ①240千円
②（今後交付要綱等によりお示しする予定）

【補助率】

①国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/3
②国：2/3 都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/3

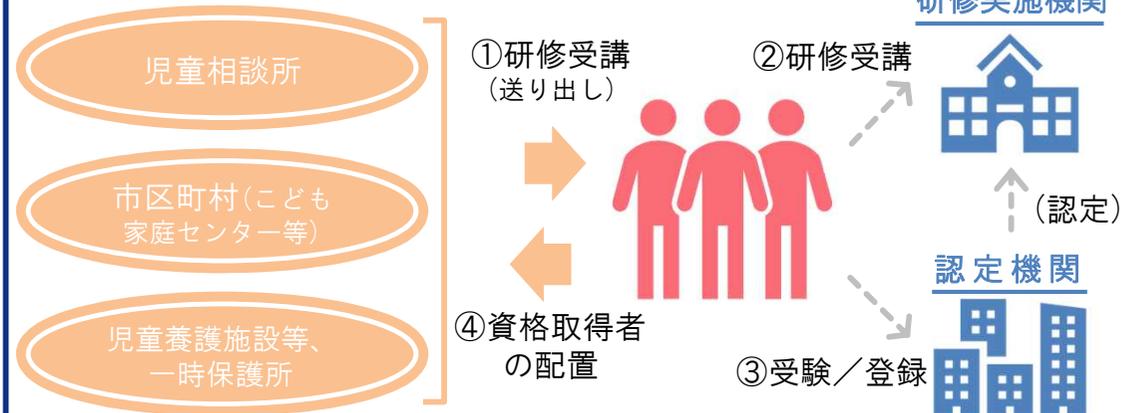
（参考）児童養護施設等、一時保護所への配置インセンティブ

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等

【単価】 292千円

【負担割合】 国：1/2 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2
国：1/2 都道府県1/4 市及び福祉事務所設置町村1/4

（研修受講の流れ）



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
- ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。
- ③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。
- ④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。

なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

- ⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。 <拡充>
- ⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルール改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。 <拡充>
- ⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数

（加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円

・学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）

（加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,431千円

※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童入所施設措置費等国庫負担金>

令和6年度予算案：1,485億円の内数（令和5年度当初予算額：1,392億円の内数）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- また、一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合が多く、学校の授業についていけないこどもも多くいることから、一時保護施設において、習熟度に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や心理面でのサポートを行うとともに、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

家庭的環境のもと、こどもの状況等に合わせたケアを推進する観点から、一時保護施設において小規模ユニットケア（※）を実施するために必要な経費の補助を行う。

※小規模グループ（概ね6人以下）を一つの生活単位（ユニット）として分けし、1ユニットごとの専用の居住空間、専任の職員を配置することで、小規模生活単位の家庭的雰囲気できめ細やかなケアを実施

(2) 一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

- ・ 多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費を補助を行う。
- ・ 一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

(3) 一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

児童入所施設措置費等国庫負担金

- ・ 小規模ユニットケアの推進 ユニット1か所当たり（年額）：約7,000千円 ※地域区分等により変動あり

児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金

- ・ 一時保護委託先開拓（基本分） 1自治体当たり：5,882千円
 （加算分①）1自治体当たり：1,349千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199件）
 （加算分②）1自治体当たり：1,923千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249件）
 （加算分③）1自治体当たり：2,496千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250件以上）
- ・ 一時保護委託先への心理的サポート 1自治体当たり：5,647千円
- ・ こどもの学習支援強化 一時保護所1か所当たり：1,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援

拡充
拡充

⇒進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算する

⇒レスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合に、補助基準額に所定額を加算する

- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う



2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体）1/3

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,698千円
	1 中核市・特別区あたり	11,371千円
	1 市町村あたり	6,391千円

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,444千円
	1 中核市・特別区あたり	5,045千円
	1 市町村あたり	2,600千円

拡充 A キャリア相談支援加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 5,814千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 3,876千円
	1 市町村あたり	加算 1,938千円

拡充 B イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 3,119千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 2,697千円
	1 市町村あたり	加算 2,252千円

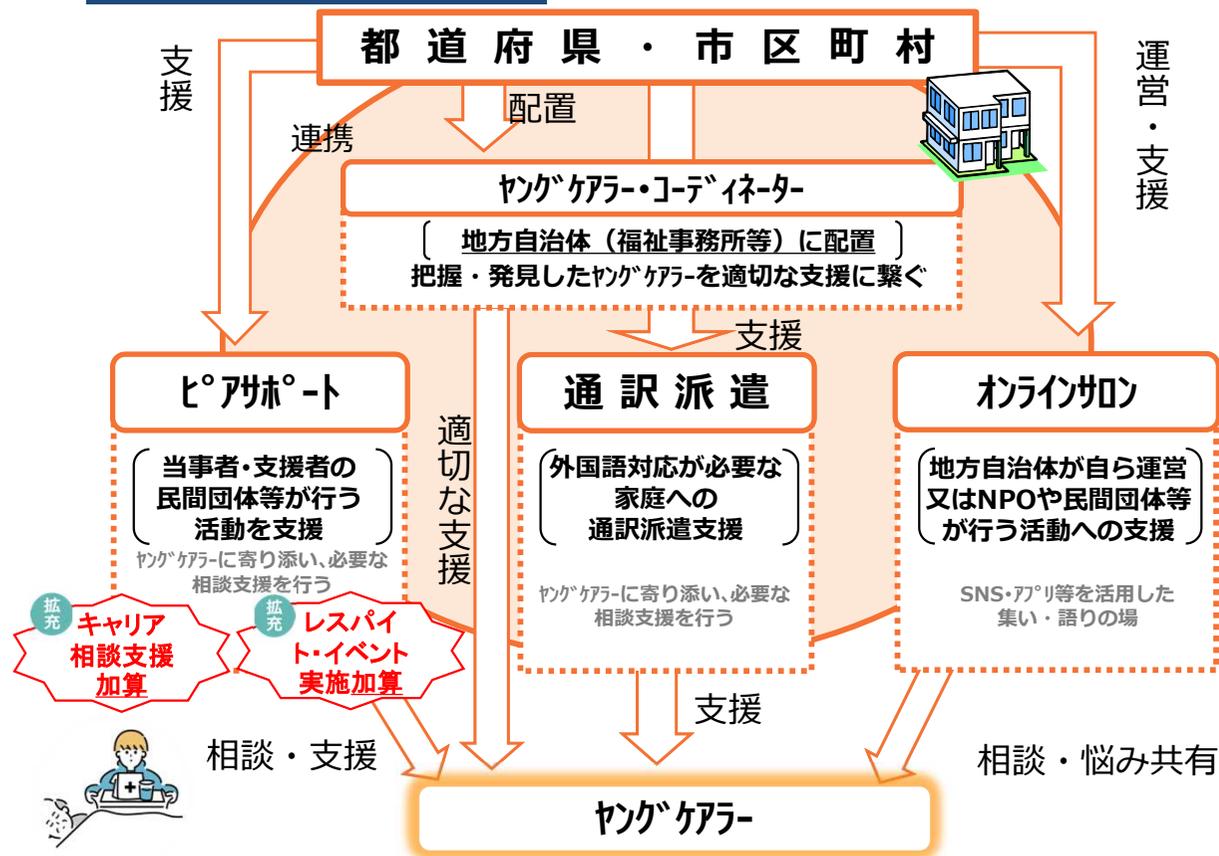
(3) オンラインサロンの設置・運営、支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	4,033千円
	1 中核市・特別区あたり	2,741千円
	1 市町村あたり	1,789千円

(4) 外国語対応通訳派遣支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



令和6年度予算案 0.8億円（令和5年度当初予算額：0.8億円）

1. 施策の目的

・困難を抱えるこども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びこども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置の促進や機能の向上を図る。また、困難を抱えるこども・若者を支える相談体制やアウトリーチ（訪問支援）の充実等のため、それらに従事する支援者の養成等を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

- ・協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 ①
 - ・既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 ②
 - ・既設のセンター等で相談業務に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 ③
- （※協議会・センターは子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に設置の努力義務有り）

【具体的内容】

〔①関係〕

・協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

〔②関係〕

・協議会・センターの運営の中心を担う者の参集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催する。また、協議会・センターの未設置地域等において、設置に関する相談や助言、先進地域の事例紹介等を行う啓発会合（地方キャラバン）を開催。

〔③関係〕

・ i)センターを始めとする公的機関や民間団体で相談業務に携わる職員向けの研修、 ii)アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、 iii)各地域で社会貢献活動等をリードする若者を対象とした研修をそれぞれ実施。

3. 実施主体等

実施主体：国

令和6年度当初予算案 4,690億円 (4,483億円) 令和5年度補正予算額 3.2億円

1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を負担する。

2 事業の概要

(1) 障害児入所（通所）措置費

都道府県が支弁する障害児通所措置費及び障害児入所措置費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用
障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

(2) 障害児入所（通所）給付費

都道府県が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所給付費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費
契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

(3) 障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

○障害福祉サービス等報酬改定への対応【拡充】

物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な改定率を確保する。(障害福祉サービス等報酬：+1.12%)

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：入所部分（国1/2、都道府県1/2）、通所部分（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

要求額の内訳

- (1) 障害児入所（通所）措置費： 16,201,404千円（15,978,585千円）
- (2) 障害児入所（通所）給付費： 443,513,949千円（423,557,097千円）
- (3) 障害児相談支援給付費： 9,288,851千円（8,733,410千円）

令和6年度当初予算案 54億円 (54億円)

1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置（給付）医療費及び障害児入所措置（給付）医療費に要する費用を負担する。

2 事業の概要

(1) 障害児入所（通所）措置医療費

都道府県が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）措置医療費

（入所）虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係る分
（通所）障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

(2) 障害児入所（通所）給付医療費

都道府県が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費

契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【負担割合】入所部分（国1/2、都道府県1/2）、通所部分（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

（内訳）

(1) 障害児入所（通所）措置医療費： 1,152,189千円（1,135,305千円）

(2) 障害児入所（通所）給付医療費： 4,239,527千円（4,248,253千円）

地域障害児支援体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数） 令和5年度補正予算額 15億円

1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 児童発達支援センターの機能強化等

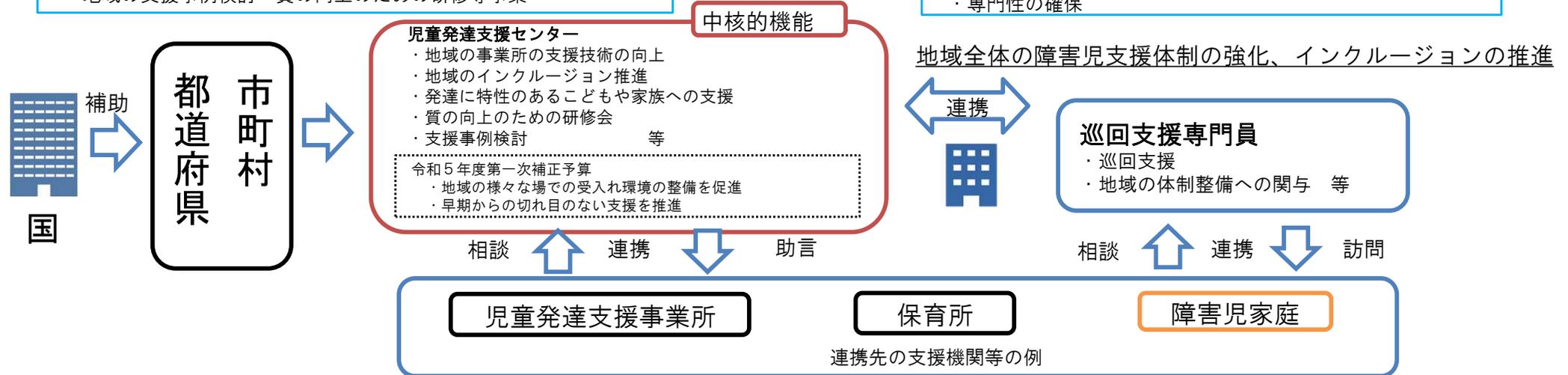
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 発達に特性のあるこどもと家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・ 巡回等の活動計画の作成
- ・ 巡回等支援
- ・ 戸別訪問等
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制整備への関与
- ・ 専門性の確保



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 市町村事業 : 国 1/2 , 市町村 1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる
都道府県事業 : 国 1/2 , 都道府県 1/2

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

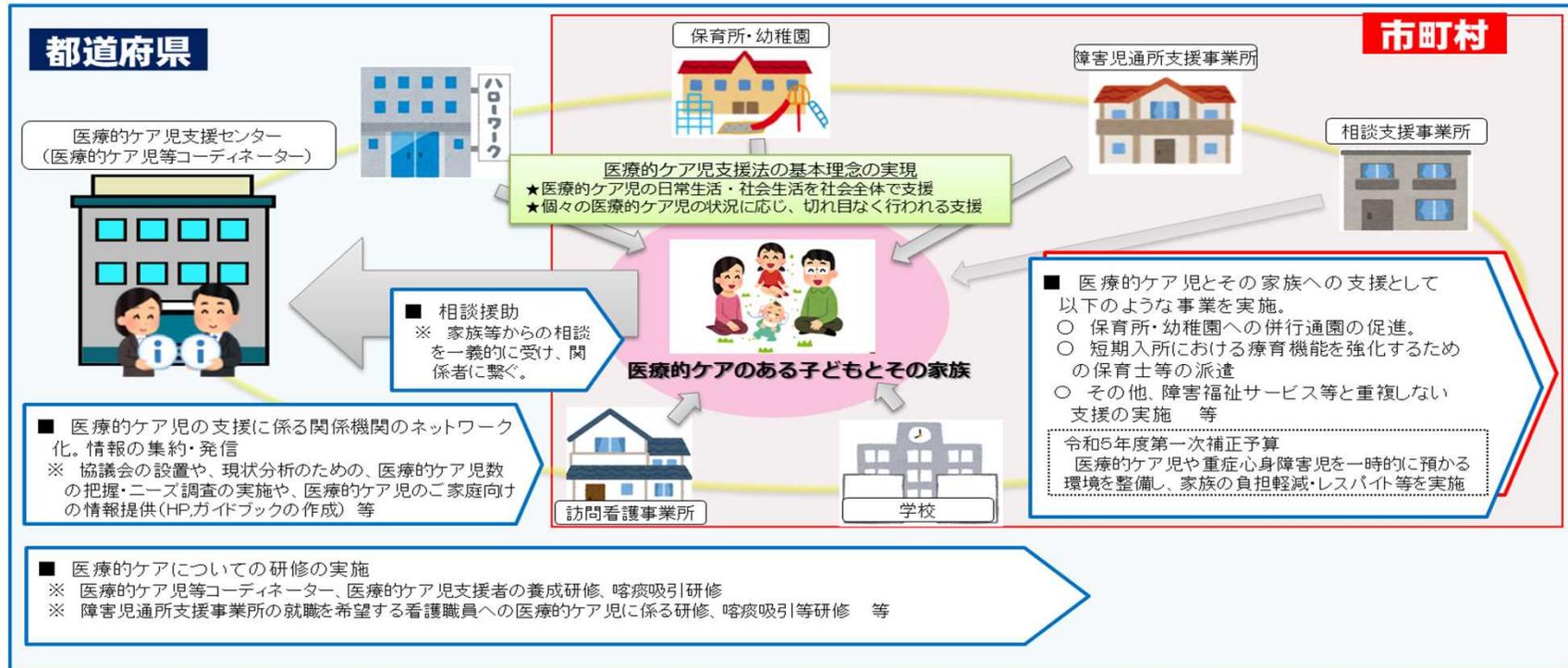
令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数） 令和5年度補正予算額 7.6億円

1 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
- 【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

聴覚障害児支援中核機能強化事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数）

1 事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保して1～5の事業を実施する。

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。

2. 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化

医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。

3. 家族支援の実施

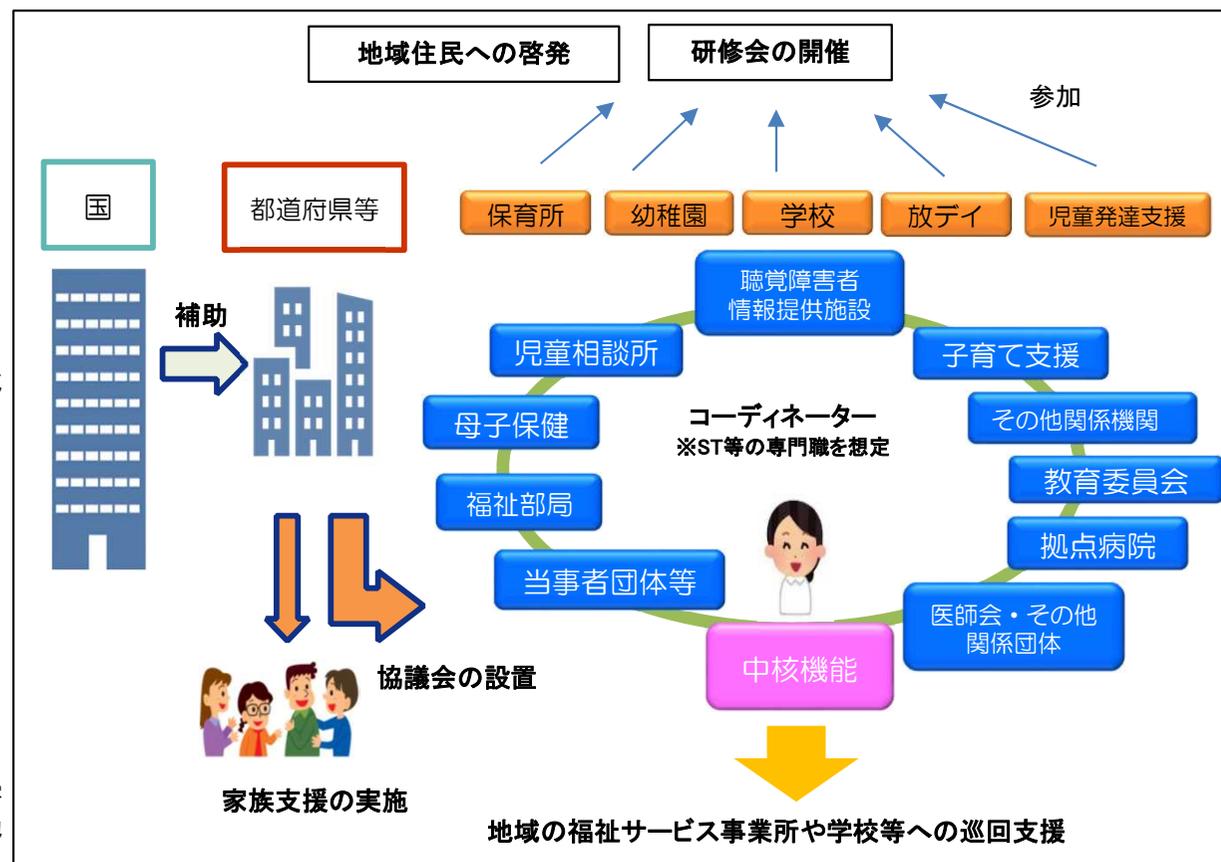
- ・ 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
- ・ 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
- ・ こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。

4. 巡回支援の実施

保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。

5. 聴覚障害児に関する研修・啓発

保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度当初予算案 177億円の内数

1 事業の目的

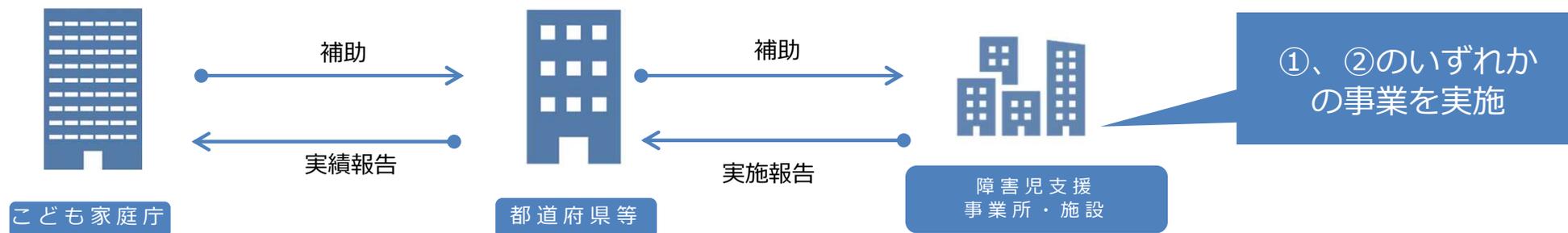
障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

2 事業の概要

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

- ① ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- ② 登降園管理システム支援事業

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 負担割合：①②国3/5、都道府県・指定都市・中核市 1/5、事業者1/5
- ◆ 補助単価（年額）：
 - ① 1事業所あたり200千円
 - ② 端末購入を行わない場合は1事業所あたり200千円
端末購入を行う場合は1事業所あたり700千円

地域支援体制整備サポート事業

支援局 障害児支援課

自治体実施分 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度当初予算案 177億円の内数

令和5年度補正予算額 0.5億円

国実施分

令和6年度当初予算案 0.1億円

1 事業の目的

令和6年4月1日の改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

2 事業の概要・スキーム

【国実施分】

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、見える化の取組、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する（自治体実施事業とも連携）

【自治体実施分】

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

（例）

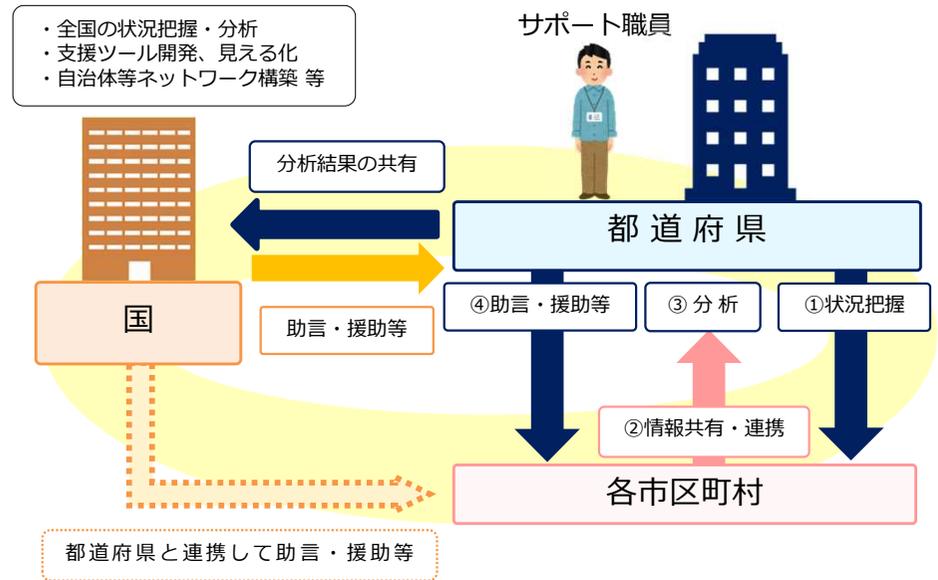
- ・児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- ・保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- ・母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- ・医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- ・障害児相談の体制整備の状況も踏まえた支給決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

サポート体制のイメージ



3 実施主体

国実施分：国（委託により実施）

自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市

4 補助率

自治体実施分：国 10/10

令和4年度から令和6年度の3カ年国債で確保 令和4年度予算額 0.65億円

令和6年度当初予算案 **0.65億円 (0.65億円)** ※ ()内は前年度当初予算額 (デジタル庁一括計上予算)

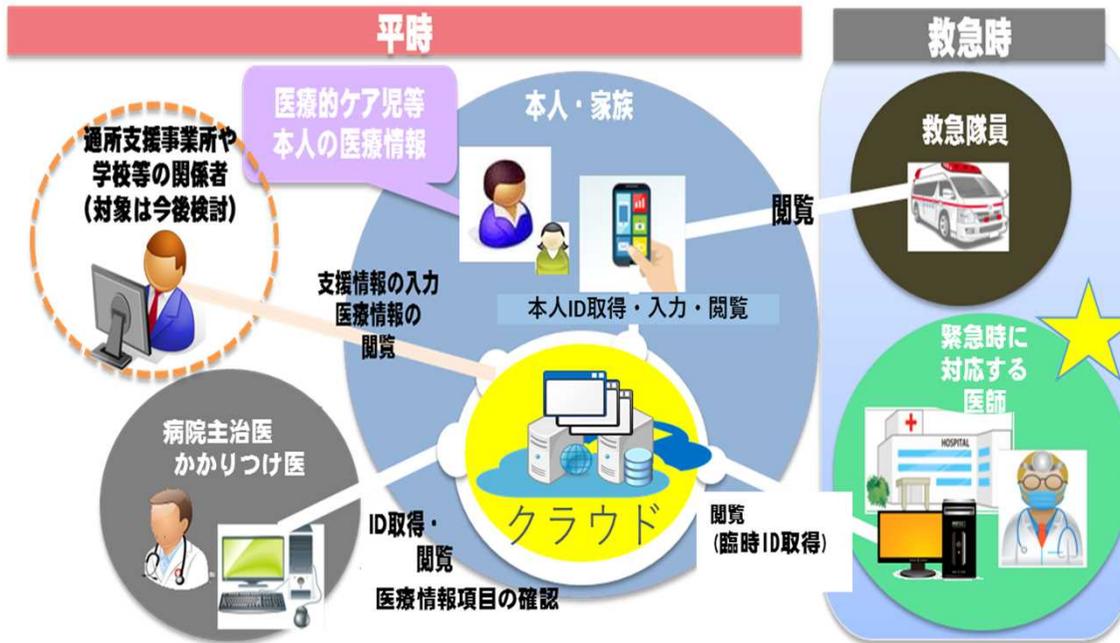
1 事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

2 事業の概要・スキーム

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」(MEIS)について、運用・保守を行う。

※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



【基本情報画面】

入力項目

- ①基本情報
本人情報、同居家族、介護者等
- ②手帳の所持 ※ 手帳画像を取込可能
- ③緊急連絡先
5箇所まで入力可能
- ④主治医・かかりつけ医
医療機関名、担当課、医師氏名、連絡先等
- ⑤関係機関等（支援事業所等）
サービス種別、機関名称、担当者氏名、連絡先等
- ⑥常用薬 ※ 処方箋画像を取込可能
内服薬、禁忌薬等
- ⑦輸血・検査 ※ 検査画像を取込可能
輸血日、検査日、内容等
- ⑧診察情報
※ 人工呼吸器画像を取込可能
バイタルデータ、麻痺の有無、酸素投与、カニューレ詳細、人工呼吸器詳細等
- ⑨ケア情報
寝返り詳細、介助情報等

【救急サマリーのページ】

3 実施主体等

国（委託により実施）

1 事業の目的

- 小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和4年では、514人と令和2年の499人を超え過去最多となっており、こどもの自殺対策に関し、関係省庁の知見を結集し、総合的な施策を推進するために、本年4月より「**こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議**」（議長：こども政策担当大臣）を開催。
- 関係省庁連絡会議においては、有識者・当事者からのヒアリングを実施した上、本年6月には、こどもの自殺対策の強化に関する施策を「**こどもの自殺対策緊急強化プラン**」として、とりまとめを行った。
- こうしたことを踏まえ、こども家庭庁としても、こどもの自殺の要因分析のため、自殺に関する情報の集約・分析に関する調査研究に取り組むほか、自殺予防や自殺対策に関する広報啓発を積極的に実施していく。

2 事業の概要

1. 調査研究（0.2 億円（こども政策推進事業費補助金））

- 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を実施する。
※ 令和5年度から情報の集約・分析を開始しており、その際に得られた知見・課題等を踏まえ、令和6年度も継続して、多角的な分析等を行う。

2. 広報啓発活動（0.4 億円（こども政策推進事業費委託費））

- 中学生や高校生をターゲットにした、自殺予防・自殺対策に関する情報発信を行うための広報啓発活動を実施する。

3 実施主体等

【実施主体】 民間団体

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

令和5年度補正予算 : 4.1億円

令和6年度当初予算案 : 0.1億円 (2.1億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証】(R5補正予算 : 4.1億円)

① 実証地域 (自治体の首長部局) での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほか、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

(開発・実証イメージ)

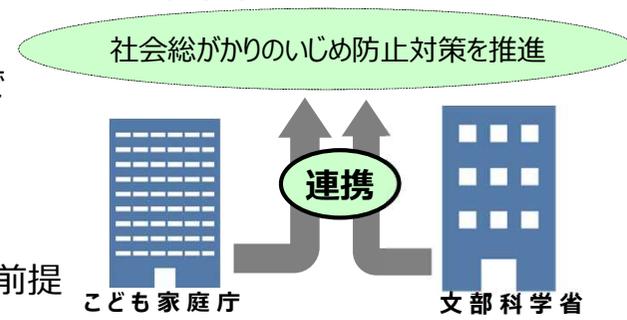
- ・令和5年度に未実施の地域 (ブロック) や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
 - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築 (認知時の情報共有、指導者等への研修など)
 - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築 (首長部局側が提供する適切な支援者が被害児童生徒・保護者の思いの整理や、教育委員会等との調整にあたるなど)

② 実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等 (民間団体等に委託)

【(2) いじめ調査アドバイザーの活用】(R6 当初予算案 : 0.1億円)

いじめ重大事態調査については、委員の第三者性確保の課題等により調査の着手が遅れるなど問題が指摘されており、調査の第三者性確保の観点から、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して、助言を行う。



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ①実証地域 (首長部局) での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村

②実証地域への専門的助言や効果検証等

【補助割合等】 委託費 (国10/10)

【委託先】 民間団体等 (1団体)

【補助割合等】 委託費 (国10/10)

(2) いじめ調査アドバイザーの活用

【実施主体等】 国が専門家に委嘱

(1)①実証地域	R5当初予算	R5補正予算
予算箇所数	8カ所	35カ所
補助率等	委託費 (国10/10)	委託費 (国10/10)